

奈良県景観計画

～美しく風格のある奈良の創造～

目 次

はじめに

| | |
|---|----|
| 第1章 景観の特性と課題 | 2 |
| 1. 景観の特性 | 2 |
| 2. 景観の課題 | 6 |
| 第2章 基本目標と役割 | |
| 1. 基本目標 | 7 |
| 2. 役割 | 7 |
| 第3章 基本方針 | |
| 1. 景観づくりの基本方針 | 9 |
| 2. 県の施策推進の基本方向 | 13 |
| 第4章 景観計画の区域 | |
| 1. 景観計画区域 | 18 |
| 2. 重点景観形成区域 | 18 |
| 第5章 景観計画の区域における良好な景観の形成に関する方針 | |
| 1. 景観計画区域 | 24 |
| 2. 重点景観形成区域 | 24 |
| 第6章 景観計画の区域における行為の制限に関する事項 | |
| 1. 届出の必要な行為 | 27 |
| 2. 景観形成の基準 | 29 |
| 3. 色彩に関する景観形成の基準 | 33 |
| 第7章 良好な景観の形成のために必要なその他の事項 | |
| 1. 屋外広告物の表示及び屋外広告物を掲出する物件の設置に関する行為の制限に関する事項 | 37 |
| 2. 景観重要公共施設の整備に関する事項及び占用許可等の基準 | 37 |
| 3. 景観農業振興地域整備計画の策定に関する基本的な事項 | 37 |
| <参考> 色彩基準のイメージ | 38 |

はじめに

奈良県は、世界に誇る多くの歴史文化遺産と、それらと一体をなす歴史的風土と豊かな自然環境に恵まれた地であり、これらの歴史的風土など人々の営みとを調和させようとするたゆまない努力によって美しい景観が守り育てられてきたところです。他方、奈良県においては、戦後になって都市化が急速に進み、北部地域は近畿圏においても有数の住宅市街地を形成しています。

このようななかで、近年、駅前や都市郊外の幹線道路沿道などにおいて、派手な色彩や目を引く外観の建物が建ち並び、屋外広告物が氾濫するなど、全国どこにでもあるような雑然とした景観がみられることも現実です。また、農山村においても過疎の進行や都市化の影響により、集落と農地・山林が調和した景観が失われつつあります。

こうしたなか、平成16年6月に「景観法」が成立し、12月に施行され、自治体にとって景観行政を進める上での法的な後ろ盾ができ、自らの裁量による取組が可能となりました。これにより、県内において景観法に基づく「景観行政団体」が誕生するなど、自治体の関心はもとより、景観に対する県民の意識も高まりつつあります。

今こそ私たちは、風格や潤い、活力が感じられる本県の個性豊かな美しい景観が、生活する人々の心と生活を豊かにしていること、またその優れた景観を体験するために国内はもとより世界の各地から多くの人々が訪れていることを再認識しなければなりません。そうした認識の上に立つて、奈良にふさわしい良好な景観を守り、創り育て、活用するよう努めていかなければなりません。

ここに、県民・事業者・行政の適切な役割分担と協働により、本県の景観を美しく風格のあるものとし、これを次世代に引き継いでいくため、奈良県景観計画を定めます。

本計画は、第1章から第3章までは、県全体として良好な景観を形成し、美しく風格のある奈良を創造していくための基本目標や基本方針などを定め、第4章から第7章までは、景観法第8条に基づき、景観計画の区域、良好な景観の形成に関する方針、行為の制限に関する事項などを定めます。

第1章 景観の特性と課題

1. 景観の特性

美しく風格のある奈良を創造していくための基本目標や基本方針を定めるには、本県の景観特性を十分に踏まえることが必要となります。また、地域の優れた景観を把握することが、地域の良好な景観づくりへの第一歩となります。

(1) 地域区分

本県は、地形からみると北部低地帯と南部吉野山地に大別されます。

北部低地帯の西部に位置する大和平野地域は、大和平野とその四周を取り囲む金剛山や生駒山、矢田丘陵、平城山丘陵、若草山、竜王山、三輪山、多武峰、高取山など低くなだらかな稜線を形づくる標高600m～800mの山々や標高500m程度の丘陵地(以下「青垣」という。)とその裾野に広がるなだらかな山の辺(以下「山の辺」という。)により形成されています。

また、北部低地帯の東部に位置する大和高原地域は「青垣」から続く高原地域が広がり、東南部の室生火山群から高見山地にかけては岩壁群や奇岩、溪谷などの個性的な地形により形成されています。

南部吉野山地に位置する五條・吉野地域は、県土面積の約64%と本県の半分以上を占めており、標高1,000m～1,900mの台高山脈、大峰山脈、伯母子山地の3つの山脈が連なり、その間に流れる吉野川、北山川、十津川がつくり出す深い溪谷により形成されています。また、北西部では、吉野川が大きく蛇行しており、河岸段丘が発達した地形が形成されています。



図1-1 地域区分図

(2)地域の景観特性

①「日本のふるさと」としての景観 ～多くの歴史文化遺産と豊かな自然による質の高い景観～

本県はかつて飛鳥宮、藤原京、平城京の都が置かれ、日本の政治・経済・文化の中心地として栄えていました。また、本県の3つの世界遺産「法隆寺地域の仏教建造物」、「古都奈良の文化財」、「紀伊山地の霊場と参詣道」をはじめ、多くの古墳や陵墓、都が置かれた時代の遺構である条里制、そして寺社の存在は、日本の歴史のなかでも重要なものとして広く認められています。

近世に発達した城下町や寺内町、商家町などの歴史的な市街地、中世以来の環濠集落などの農業集落や水田、ため池、そして古代以前から存在する「青垣」をはじめとする山々や河川の豊かな自然など、本県の県土は様々な時代の多彩な景観資源によって構成されています。これらが重層することによって、生活環境、歴史文化、自然が融けあった一体的な本県の風土が成り立っており、「日本のふるさと」と呼ぶにふさわしい質の高い景観が形成されています。

②豊かな「眺め」 ～「青垣」を骨格として形成された景観～

「大和は 国のまほろば たたなづく青垣 山ごもれる 大和しうるわし」と古事記に謳われたように、大和平野を囲む「青垣」の山々や緑豊かな丘陵は、奈良の景観の重要な骨格を形成しています。

この「青垣」の山々や、それを背景とした「山の辺」に位置する古墳、寺社などの景観資源を、平野部に広がる遮へい物の少ない水田や集落などを通して、「低地」から見渡すことのできる「眺め」の豊かさが、奈良の特徴となっています。また、「青垣」の山々や丘陵は、同時に大和平野全体を見渡す「高み」からの「眺め」を確保する場所であり、このような見る場と見せる場の相互性、その視点場の豊かさも奈良における景観の特徴です。

また、大和高原地域、五條・吉野地域においても、のどかに広がる高原の「眺め」や渓谷などの雄大な自然の「眺め」、山頂や山々を結ぶ参詣道などの「高み」からの「眺め」など、多くの優れた眺望の場が存在します。

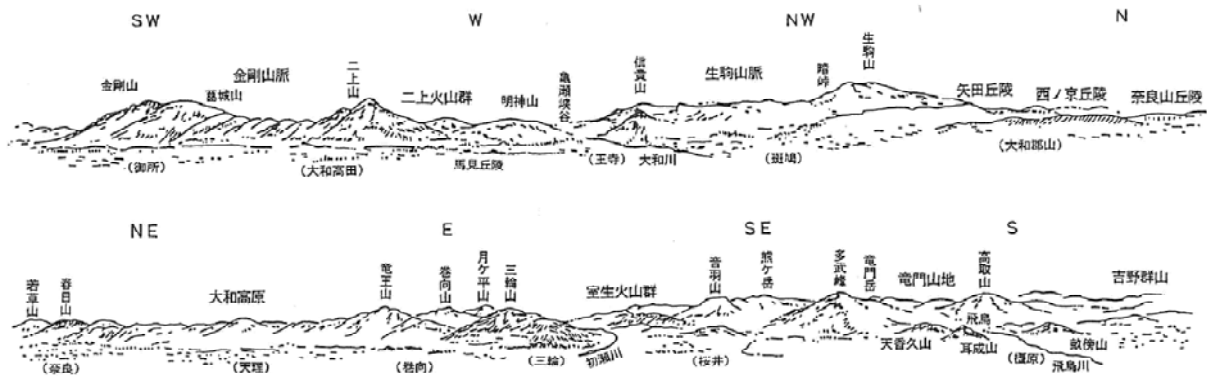


図1-2 「青垣」の山々と丘陵 大和平野中央部より眺めた四周の山地
(出典:大和青垣国定公園計画調査報告書(1971.3))

③新たな都市景観 ～歴史的な重層性を有した都市景観～

本県の都市景観は、歴史的に形成、蓄積された原風景の大きな構造のなかに、新しい都市開発などの景観の要素が加わって形成されています。

大和平野地域においては、鉄道や道路の整備、都市化の進行とともに人口が増加し、1960年代以降は全国屈指の人口増加県となり、古くからの市街地の拡大のほか、丘陵地の大規模住宅

地や平野部の小規模住宅地、工業団地などの開発が進行し、地域の景観が大きく変化しました。その後、駅前再開発や関西文化学術研究都市などの計画的整備が進められるとともに、駅前や沿道における商業施設の立地が続いており、これらの新たな景観が日常的に意識される景観の主要な要素になっています。

また、大和高原地域と五條・吉野地域においても、駅前・沿道などで新しい市街地が形成され、日常的に意識される景観の主要な要素になっています。

④農林業や地場産業が特徴づける地域の景観

大和平野地域においては、吉野川分水などの豊かな水の恵みを活かした稲作やイチゴなどの果菜類の栽培が行われ、それらの景観は歴史文化遺産や歴史ある集落などの景観とともに「日本のふるさと」としての景観の重要な要素となっています。また、生駒市高山の茶筌や大和郡山市の金魚、桜井市三輪のそうめんなどの地場産業が、地域独特の魅力ある景観を形成しています。

大和高原地域においては、丘陵地に沿ってよく手入れされた茶園やまとまりのある水田が広がり四方を囲む森林とともにのどかに広がる高原の景観を形成し、また五條・吉野地域の北部においては、柿、梨などの果樹園が山の斜面に沿って広がり、柿の収穫時期には山々が朱色に染まるなど、四季折々に彩る豊かな景観を形成しています。

本県の面積の8割を占める森林は、主に五條・吉野地域と大和高原地域に広がり、日本三大人工美林の一つである吉野杉をはじめ、手入れの行きとどいたスギ、ヒノキなどの人工林により、良好な景観が形成されています。

⑤表情豊かな自然景観

大和高原地域、五條・吉野地域の山々においては、全国に知られる桜の名所である吉野山や観梅で有名な月ヶ瀬、山頂部にツツジが咲きほこる神野山、紅葉の美しい多武峰やススキが広がる曾爾高原など、四季折々に変化を見せる景観を形成しています。

また、大和高原地域においては、標高400m～500mのなだらかな高原状の地形が続き、室生火山群が生んだ柱状節理の岩壁群や奇岩、青蓮寺川沿いの溪谷や巨岩が連なる鍋倉溪など特異な地形もみられ、豊かな景観を形成しています。さらにこれらの豊かな自然環境のなかには、文化財的価値を有する由緒ある寺社も数多く存在し、歴史を感じさせる景観を形成しています。

五條・吉野地域においては、近畿の屋根と称され、日本を代表する原生林を形成し、大蛇岨、正木ヶ原に代表される他には類のない自然の造形を有する大台ヶ原、近畿最高峰の八経ヶ岳を始めとする2,000m級の雄峰と、吉野川、十津川、北山川などの河川が形づくる溪谷が雄大な自然美を見せる一方、津風呂ダムなどの人工湖の雄大な眺めを有するなど、表情豊かな景観を形成しています。また、古代より山岳信仰の中心地とされた「吉野・大峯」と「大峯奥駈道」、「熊野参詣道小辺路」は、紀伊半島の自然と人々との深い関わりのなかで形成された景観を持ち、世界遺産に登録されています。

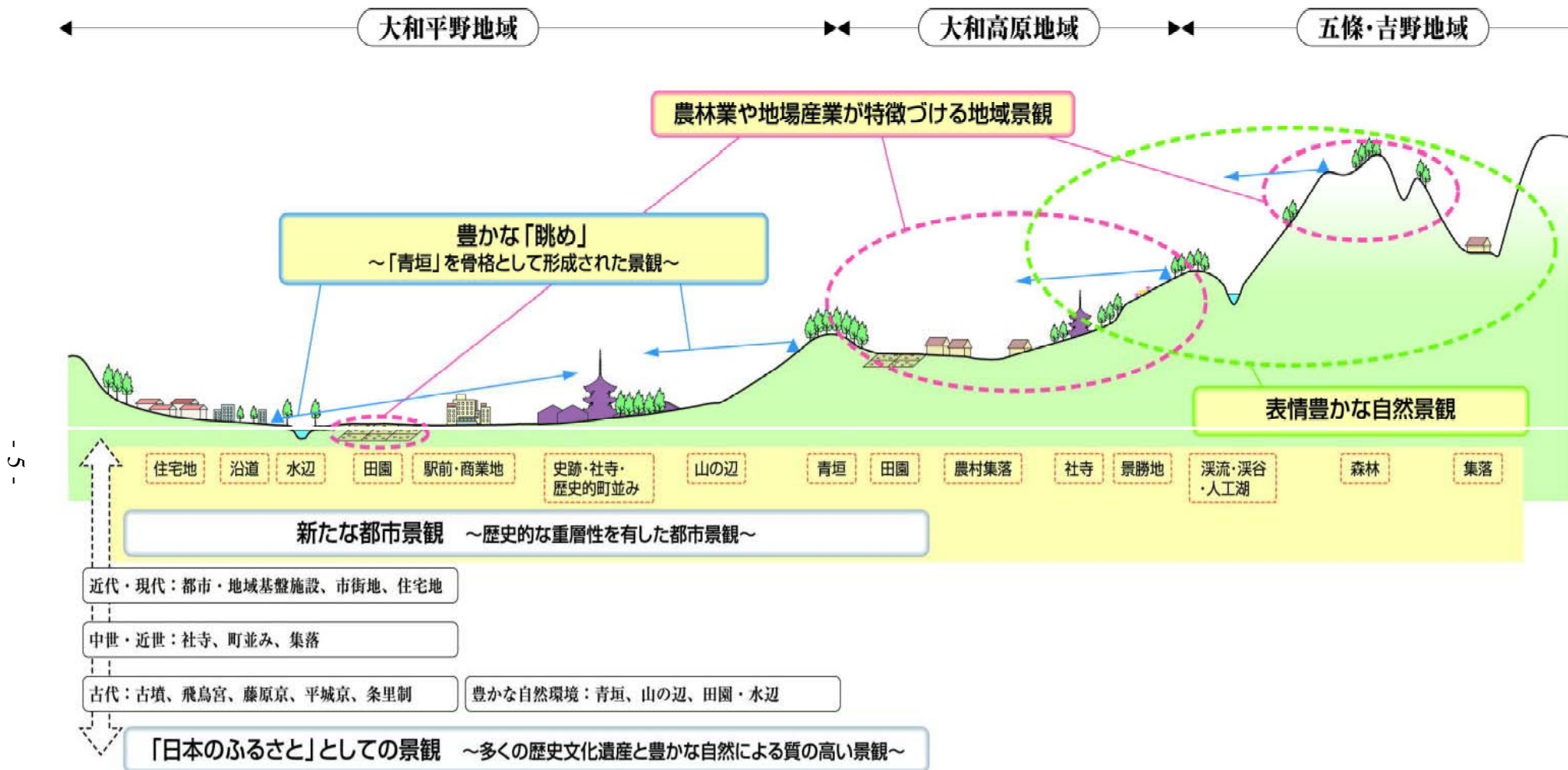


図1-3 地域の景観特性のイメージ図

2. 景観の課題

本県は、優れた景観特性を有する一方で、経済の発展や利便性の向上を優先した都市化の進行、景観への意識の欠如などにより、次のような課題を抱えています。

(1) 歴史的景観の保全・活用

古墳や古代の宮跡、社寺などの歴史文化遺産の周辺地域や歴史的街並みが残る地域においては、都市化の進行や生活様式の変化により伝統的な様式とは異なる新しい建築物に建て替えが進み、その結果、歴史の連続性や伝統文化を感じさせる景観が失われつつあり、その保全が課題となっています。

また、派手な色彩などで目を引く屋外広告物や自動販売機、電線類などが街並みの魅力を損ねている場合がみられ、それらへの対応が課題となっています。なかでも、本県の3つの世界遺産をはじめとする歴史文化遺産の周辺区域は重要な観光拠点となっており、観光振興を図る上においても、世界遺産の魅力を保全し活かした景観づくりが課題となっています。

(2) 眺望景観の保全

優れた眺望を有するところにおいて、都市化の進行などにより、派手な色彩などで目を引く建築物や工作物、中高層の建築物などが建設され、眺望を確保することができないところが増え、「青垣」と社寺・古墳、田園、集落などの景観資源が一体となった奈良の景観の特徴の一つが崩れつつあります。

また、豊かな自然景観や歴史的景観を有するところにおいても、派手な色彩などで目を引く建築物や工作物が建設され、眺望が阻害される状況もみられ、優れた眺望景観の保全が課題となっています。

(3) 市街地景観・沿道景観の整備・整序

駅周辺などの中心市街地において、派手な色彩などで目を引く建築物や屋外広告物の存在、街路樹の緑や歩行空間の不足、自転車の放置などにより、地域の玄関口にふさわしくない景観がみられることから、これらを改善し、地域の魅力を高める景観づくりが課題となっています。

また、本県の特徴であるゆとりある低層住宅地では、宅地の細分化や共同住宅の建設などにより、住環境の変化がみられ、魅力ある景観づくりが課題となっています。また、新たな住宅地の開発により、少しずつ緑が失われるとともに、従来の集落地との境界にあっては、新古の住宅が混在する街並みがみられます。

幹線道路などの沿道において、派手な色彩などで目を引くロードサイドショップが建ち並び、屋外広告物が氾濫し、全国どこにでもあるような雑然とした景観がみられ、観光都市の魅力を低下させています。道路からの眺めや街並みの連続性に配慮した沿道景観づくりが課題となっています。また、幹線道路などの沿道では、開発により田園景観が失われる一方、新しい緑が補われておらず、緑化は十分とはいえません。

(4) 自然・風土景観の保全

河川環境の変化や里山における竹林の増加が進行することなどによって、自然環境が変化し、景観に乱れが生じています。河川やため池については、コンクリート護岸による整備により無機質な景観がみられます。また、生活様式の変化は農林業の低迷にもつながっており、遊休農地や放置人工林が増加し、自然景観の保全が課題となっています。

さらに、高齢化や山間部における過疎の進行により、農地、農業用水路、ため池、森林などの地域資源の管理に支障をきたしており、景観の悪化につながっています。

また、担い手不足などにより地場産業が衰退し、地域の個性ある景観が失われつつあります。

第2章 基本目標と役割

1. 基本目標

奈良県の良い景観づくりの実現に向けて、次のとおり基本目標を定めます。

(1)「日本のふるさと」としての奈良にふさわしい風格ある景観づくり

「青垣」に代表される緑の骨格とこれにつながる古代の宮跡や古墳、社寺などの歴史文化遺産や街並み、集落、田園などの様々な時代の多彩な景観資源により、「日本のふるさと」と呼ぶにふさわしい質の高い景観が形成されています。これらを、守り育て、奈良としての価値を高めるとともに、未来につなげる景観づくりを進めていきます。

(2)「暮らし息づく場」としての景観づくり

景観は、そこに生活する人々の身近な環境によって形成されるものでもあります。このような観点から、景観づくりは人々の「暮らし息づく場」であるといえます。景観づくりは、そこに生活する人自身のためのものでなければなりません。生活の質の向上が求められる時代にあつて、人々の日常の生活を快適で心安らぐようなものとする景観づくりを進めていきます。

(3)交流と活力の源泉としての「もてなし」の景観づくり

国際的な観光・交流の時代に観光立県として人々を迎える「もてなし」の景観づくりを進めていきます。また、良好な景観が形成されることにより、地域の魅力が増進、創出されるものであるとの観点に立って、地域の活性化につながる景観づくりを目指します。

(4)「県民主役」、「協働」の景観づくり

良好な景観は地域の財産でありそれを保全し向上させることは、公共の利益につながります。景観は県民が主役となり、地域を基盤として形成されるものです。県民等※と行政が「協働」して、景観づくりを進めていきます。

※ 県民等：県民及び事業者等のことをいいます。具体的には、個人、NPO、ボランティア、地域の団体、事業者、公益法人、大学等の多様な主体を含みます。

2. 役割

(1)県民等の役割

- ・県民等は、自らが良好な景観づくりの主體的な役割を担っていること、自らの行動が地域の景観に大きな影響を及ぼすことを認識し、積極的に良好な景観づくりに取り組むものとします。
- ・県民等は、地域の景観に関心を持ち、どのような景観にしていくべきかを考え、日常生活のなかで、自らが進んで、地域の誇れる景観の保全や、地域をさらに魅力あるものにするための景観づくりの実践に努めるものとします。また、地域が行う景観づくりに関する活動や、行政が実施する景観づくりに関する施策や事業に参加、協力するとともに景観づくりに関する提言、提案を行うなど、良好な景観づくりに貢献するよう努めるものとします。
- ・特に、事業者、土地・建物所有者は、建築行為や建設行為、土地利用の改変が、地域の誇れる景観を向上させる場合もあれば、良好な景観を損ねる場合もあるため、自らの行為が地域の景観に大きな影響を与えるものであることを認識し、良好な景観づくりに貢献するよう努めるものとします。
- ・また、設計者・施工者等※は、自らの業務が地域の景観に影響を与えるものであることを認識し、その事業活動は、良好な景観づくりに配慮して進め、率先して景観づくりに関する情報を県民等に提供するものとします。

※ 設計者・施工者等：設計者・デザイナー、施工業者、開発事業者、コンサルタントなどであつて、景観に影響を与える構造物などの形態・意匠・色彩・素材などを提案・施工する者のことをいいます。

(2) 行政の役割

- ・行政は、景観づくりに関する基本的かつ総合的な施策を策定し、これを実施します。
- ・行政は、景観づくりに関する啓発・知識の普及及び情報の提供などを通じて、景観づくりに対する県民等の認識を深め、県民等の主体的かつ自主的な取組を促進します。
- ・行政は、互いに連携しながら、県民等と協働して景観づくりを推進します。
- ・行政は、事業主体となる公共施設の整備において、景観づくりの先導的役割を果たすよう、積極的に取り組みます。

① 県の役割

- ・県は、県域全体の景観づくりが支障なく整合的に行われるよう、県域全体の景観づくりの方向性と将来像を示し、市町村間の調整を行うとともに、自ら広域的、かつ先導的な観点から景観づくりに取り組みます。
- ・県は、市町村への情報の提供及び技術的助言などを行うことにより、市町村が行う景観づくりの取組を支援します。

② 市町村の役割

- ・市町村は、住民に最も近く、地域の状況を的確に把握している行政主体として、景観づくりの中心的な役割を担い、地域の個性に応じたきめ細やかな取組に努めるものとします。

「県民主役」、「協働」の景観づくり

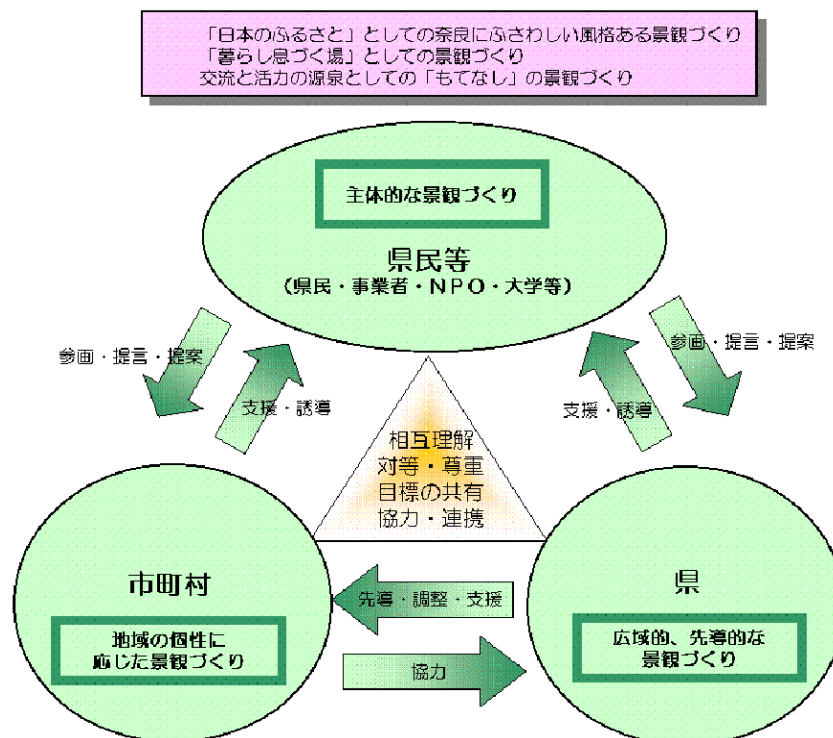


図2-1 景観形成にかかるそれぞれの主体の役割の概念図

第3章 基本方針

1. 景観づくりの基本方針

良好な景観づくりは、様々な主体がそれぞれの役割に応じ、主体的・積極的に取り組むべきものです。このため、第2章に定める基本目標に向かって、景観の特性や課題を踏まえた以下の方針を共有し、実践していく必要があります。

(1) 歴史的景観

歴史的景観の保全・活用

史跡、名勝、文化財をはじめ、古墳、社寺、古道・街道、歴史的な街並み・集落、近代化遺産などは、地域の歴史文化、伝統を現在に伝え、地域の個性となっています。そのため、歴史的な景観については、その魅力をさらに向上させ、未来に継承することが重要です。歴史文化遺産が地域の活力の源として地域住民に認識され、その周辺地域も含めた景観を奈良固有の歴史的景観として保全・再生することを基本とし、住民の生活環境の向上と観光資源としての魅力向上を図る景観づくりを進めます。

特に、世界遺産は、全ての人々が共有し、未来の世代に引き継いでいくべき人類共通の宝物です。本県の3つの世界遺産及び周辺区域を保全するとともに、観光立県、観光立国のために最大限活用するよう、積極的な景観づくりを進めます。

(2) 眺望景観

優れた眺望の保全・活用

大和平野地域においては、「青垣」に四周を囲まれた盆地部の市街地や沿道、集落においても、「青垣の感じられる景観づくり」を進めることを基本とします。また、「青垣」を骨格として「山の辺」の丘陵地そして条里制を基礎として形成された田園へとつながる地形特性に、社寺などの貴重な景観資源や市街地・集落が一体となった眺望の保全を基本とし、山々の稜線の保全と都市の集積による建築物群のスカイラインの整序を図ります。

大和高原地域と五條・吉野地域においては、のどかに広がる高原の眺望や山岳と溪谷が形づく雄大な自然の眺望、また山頂や参詣道などの「高み」からの眺望の保全を基本とします。

また、優れた眺望の保全とともに、視点場としての整備を進めることにより、観光資源としての魅力向上にも活かします。

(3) 市街地・沿道景観

① 市街地景観の整備・整序

市街地における景観づくりは、奈良の持続的な発展のためには不可欠な要素です。市街地は多くの人々の暮らしの場であり、身近な景観であるため、周辺の歴史的・伝統的な景観資源や緑に代表される自然環境との調和を保ちながら、地域の個性に応じた魅力ある市街地景観を形成することを基本とします。また、市街地には周辺の田園や街並みを通し、その背景となる山並みへの眺望が楽しめる場が存在するため、このような眺望に配慮した景観づくりを進めます。

駅周辺を中心市街地においては、街並みの連続性とゆとりある空間や緑を確保するとともに、歩行者への配慮や賑わいの演出を行い、地域の玄関口としてふさわしい魅力的な景観づくりを進めます。

住宅地においては、最も身近な景観づくりの場であり、緑豊かなゆとりと潤いを感じられる良好な景観づくりを進めます。

工業地においては、建物の規模が大きく、景観に大きな影響を与える可能性があるため、緑化による修景を行うなど周辺に配慮した景観づくりを進めます。

公共施設の整備は景観づくりの先導的な役割を果たすべきであり、特に、面的整備を実施する地区にあつては、その整備と一体的に良好な景観づくりを進めます。

②沿道景観の整備・整序

道路は県民生活や産業活動を支え、都市の発展の基盤であるとともに、景観を形成する上で重要な要素です。そのため、道路の整備にあつては、自然の地形、周辺の景観資源に配慮するとともに、沿道の建築物や広告物などと一体となった景観づくりへの取組が必要です。

沿道の景観づくりにおいては、沿道の土地利用や道路の特性に応じて、建築物や広告物などの景観誘導を図ることを基本とします。道路は、遠景の眺望対象を望みながら視点場が移動する場であることから、視点場と視対象の両方の性質を持つため、遠景にある道路軸線方向の「青垣」をはじめとする山並みなどの眺めを活かす景観づくりを行うとともに、視点場としての街並みを整えることも必要であり、連続的な視点に配慮した景観づくりを進めます。

特に幹線道路沿道にあつては、県と市町村が連携して景観づくりに取り組むことを基本とし、観光客の移動ルートなど、特に良好な景観づくりが必要な道路については重点的に取り組みます。

また、道路の新設・改修などにあつては、沿道の景観づくりに配慮します。

(4)自然・風土景観

①「青垣」と「山の辺」の景観の保全

大和平野地域における「青垣」の山々や丘陵とその緑は、風土の基盤的な要素として奈良の最も重要な景観資源であり、「青垣」の恒久的な保全を基本とします。

「青垣」の裾野に広がる「山の辺」には、奈良の景観において最も特徴ある歴史的な景観資源が極めて多く存在し、田園、里山に息づく生活の場と背景の「青垣」が一体となって奈良固有の風土を形成しており、こうした景観の保全を基本とします。里山や棚田などの農地の保全・再生を図るとともに、市街化が進行する地域にあつては、その風土との調和を図る景観づくりを進めます。

②森林・山岳景観の保全・整備

主として大和高原地域、五條・吉野地域においては、広葉樹の新緑や紅葉、人工林の深い緑などがなだらかな高原地形や雄大な山岳地形とともに表情豊かな自然景観を形成しており、森林・里山は古くから人々の暮らしを支え、産業を育むなど地域にとってかけがえのないものとなっています。特に、世界遺産である「吉野・大峯」と「参詣道」における景観は、自然と人間の信仰心が一体となって形成されたものであり、何代にもわたって引き継がれ、培われてきました。

そのため、自然林については、原則として自然の移り変わりに委ねた保全を図り、人工林については、森林所有者などによる持続的かつ適正な森林整備を可能にする仕組みづくりを進めることにより、その回復・保全を図ることを基本とします。また、森林・里山が有する水源のかん養や防災などの多面的機能の維持増進を図るとともに、植生の多様化などにより景観の回復・向上を図ります。

山岳や森林、水辺などの親しみ、ふれあうことができる豊かな自然環境や歴史文化資源、集落が一体となった景観を保全します。

③田園景観と水辺景観の保全・整備

主として大和平野地域に広がる農地と民家群が作り出す景観は、「日本のふるさと」としての奈良の景観を特徴づけています。遊休農地の解消などにより、奈良の風土の大切な要素である農地の保全を図るとともに、これらの景観と調和した景観づくりを基本とします。

大和高原地域においては、丘陵地に沿ってよく手入れされた茶園や水田と里山、集落が一体となった景観を保全します。

五條・吉野地域においては、吉野川に沿って続く河岸段丘の果樹園や水田と里山、集落が一体となった広がりのある景観を保全します。

地域独特の地形からおこなされる棚田については、水源のかん養など棚田の持つ多面的機能の維持増進を図るとともに、地域の活性化のための地域資源としての利活用を通じて、その良好な景観を保全します。また、地場産業などの地域独特の景観については、その魅力を保全し活かした景観づくりを進めます。

河川、ため池などの水辺空間は、「青垣」や雄大な山岳、溪谷などを見渡すことができる開放的な空間であるとともに万葉集で数多くの唄が詠まれた歴史的な背景を偲ばせる空間として、景観上重要な要素となっています。河川などの水辺空間の整備にあたっては、その歴史性や自然特性などに配慮しつつ、良好な景観の再生・創出に努めます。

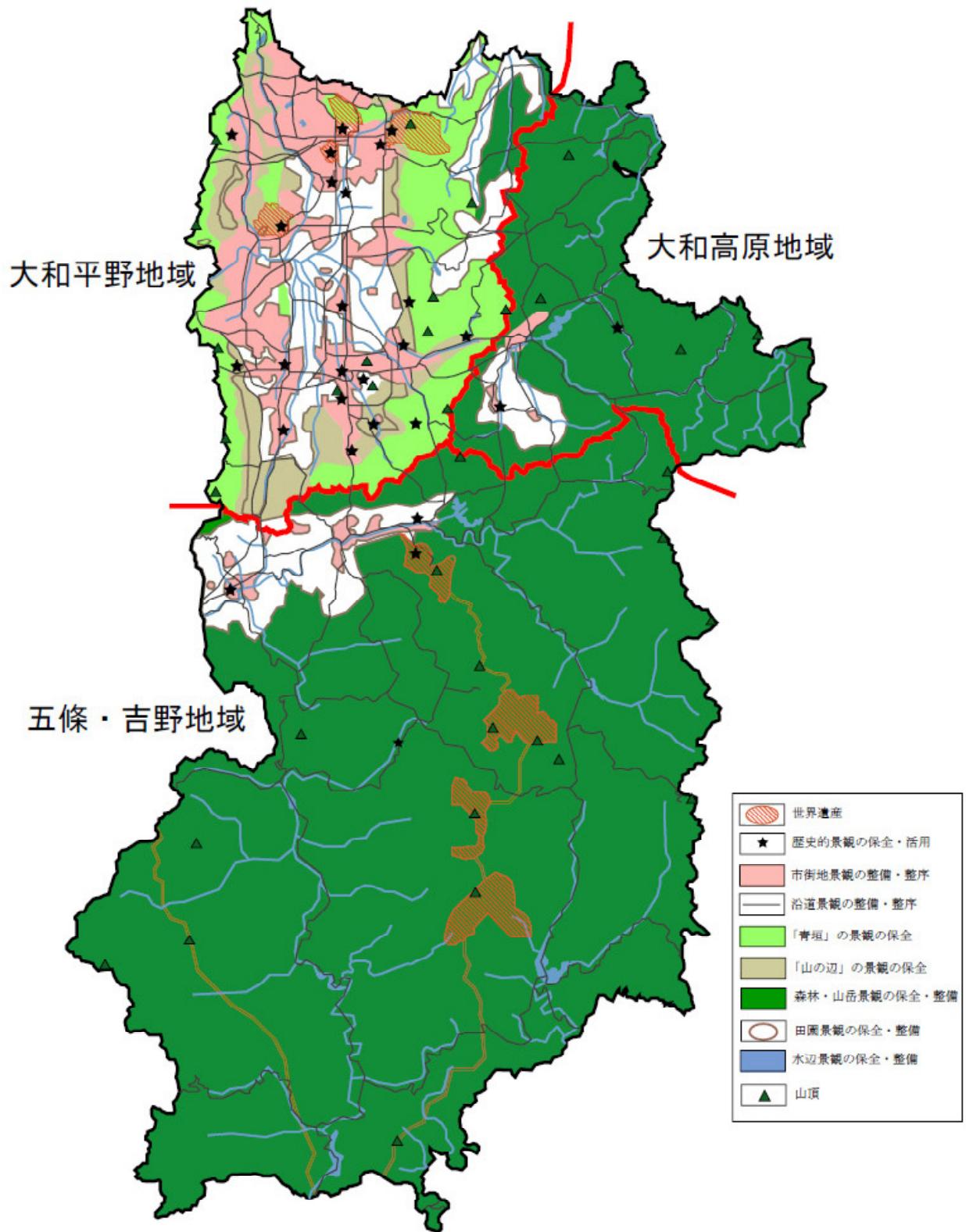


図3-1 景観づくりの基本方針図

2. 県の施策推進の基本方向

県は、良好な景観形成に向けて、先導的、広域的、長期的な視点に立って、新たに景観条例を制定し、景観法に基づく景観計画を策定するなど本県の景観づくり施策を拡充し、関係部局の横断的な取組により総合的な施策の展開を図るとともに、県民等が主体となった景観づくりが全県に広がり、つながることを支援します。さらに、自らも良好な景観づくりの先導的な役割を果たすため良好な景観づくりに貢献する公共施設の整備に取り組みます。

また、景観の状況を記録し、景観づくりの進展や社会経済情勢の変化などを勘案しつつ、常に景観施策の点検・評価を行うとともに、必要があると認めるときは、所要の措置を講じるものとします。

(1) 景観法を活用した規制誘導の導入と重点的・先導的な景観づくり

景観的な規制が従来なされていなかった地域において、景観法を活用して広域的な景観に大きな影響を及ぼす大規模な建築物などへの規制誘導を行います。

また、世界遺産など県を代表する歴史文化遺産が集積する地域の沿道、県への広域的な玄関口である主要なインターチェンジ周辺の沿道及び県内の交通網を形成する広域幹線道路等の沿道は、国内外からの観光・交流する人々が奈良を身近に感じる場であり、県民等の日々の生活や産業活動の主要な舞台であるため、図3-2に示す沿道について、広域的・先導的な景観づくりの観点から特に重点的に景観づくりに取り組みます。

それらの沿道については、景観法に基づく景観計画に重点景観形成区域を定め、その区域の特性や土地利用に応じた景観形成を図るとともに視点場としての性質にも配慮して、きめの細かな規制誘導を行います。

なお、それらの沿道で景観行政団体である市町村の区域についても、市町村との連携を密に図り重点的な景観づくりに取り組みます。

(2) 景観づくりのための諸制度等の活用

① 規制誘導制度の促進等

広域的な景観づくりの観点から、奈良らしさの源泉とも言える歴史的景観や自然・風土景観を引き続き守り育てるため、風致地区、歴史的風土特別保存地区、自然公園など図3-3及び図3-4に示す区域について、それら地域制緑地制度の運用を通じて、良好な景観形成に努めます。

市町村を支援し、地域に密着した身近な地区計画や建築協定などの活用による、地域の個性を活かしたまちづくりを促進するとともに、地域の玄関口となる駅前や眺望の美しい沿道など、特に周辺景観と屋外広告物との調和を図る必要のある地区においては、景観保全型広告整備地区制度の活用による地域の個性に応じた広告景観づくりを促進します。また、眺めが優れた場所からの眺望景観を保全しつつ、社会経済情勢の変化、地域の個性に対応した高度地区の指定などを促進します。

② 景観づくりに資する事業の推進

電線類の地中化や親しみのある水辺環境づくり、条里制の区画形状を活かした農地の基盤整備など奈良の歴史的風土を活かす田園景観の保全、森林環境税を利用した森林・里山林の保全など、景観づくりに資する様々な事業の実施を推進します。

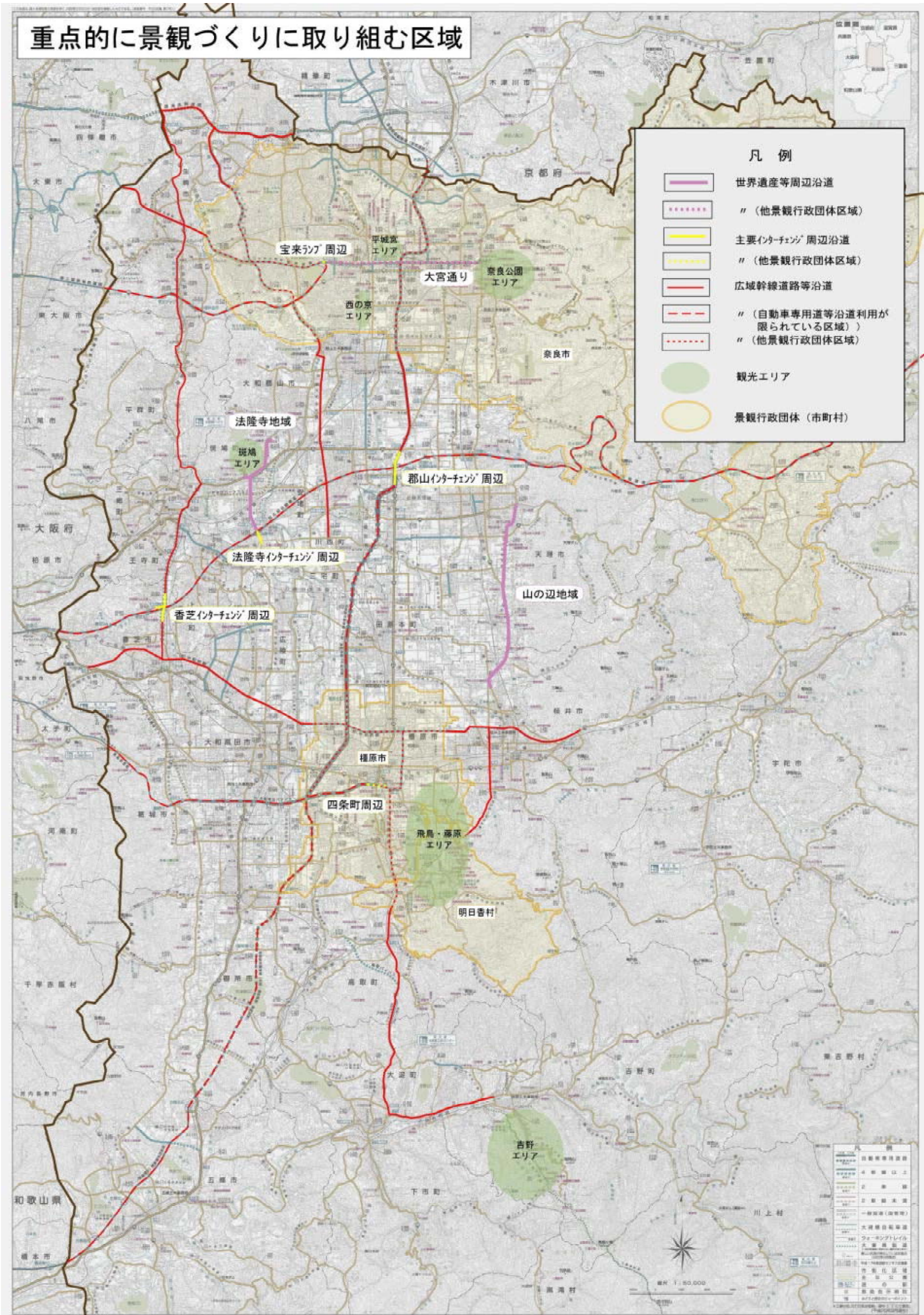


図3-2 重点的に景観づくりに取り組む区域

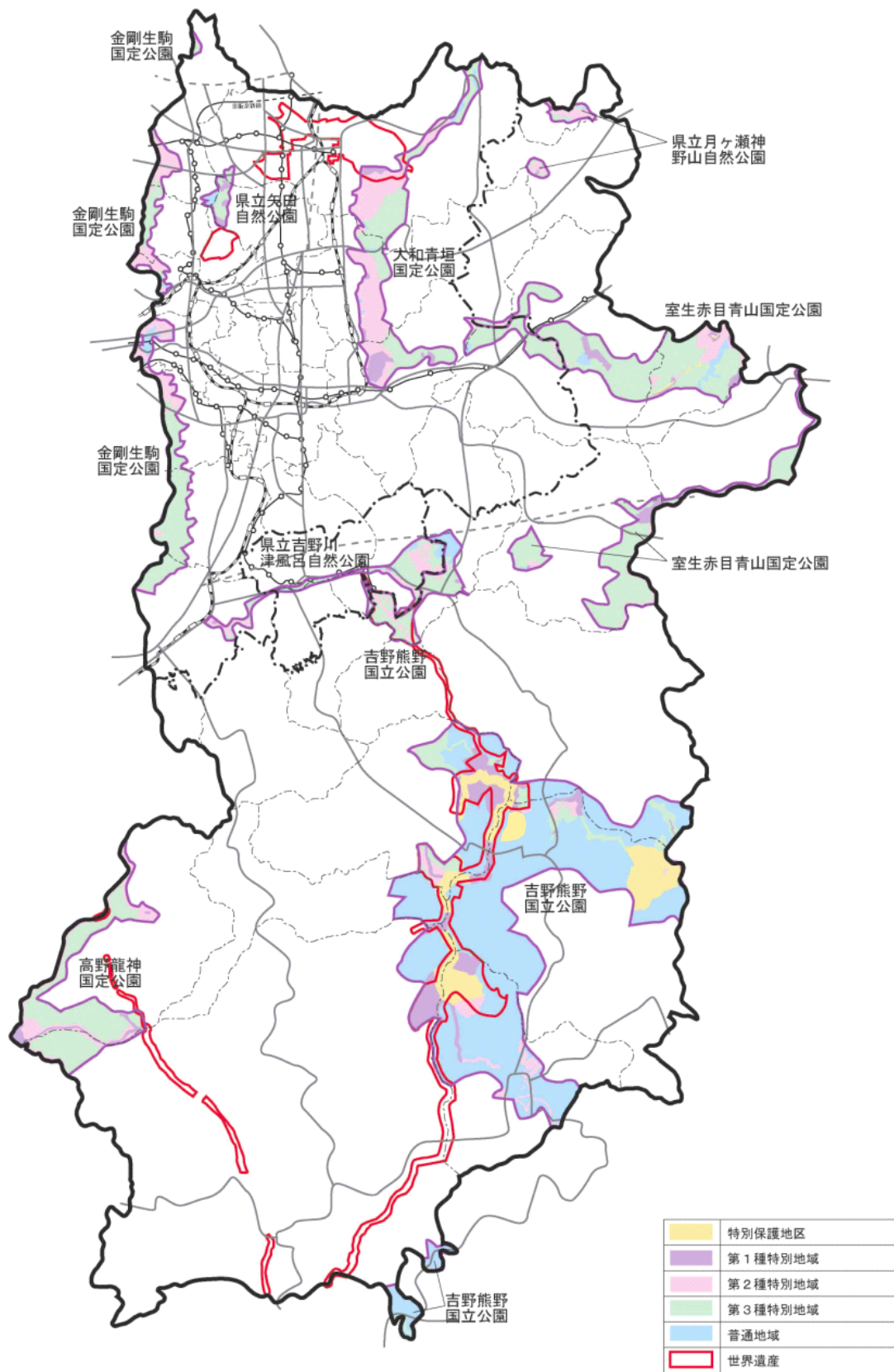


図3-3 自然公園等指定状況図

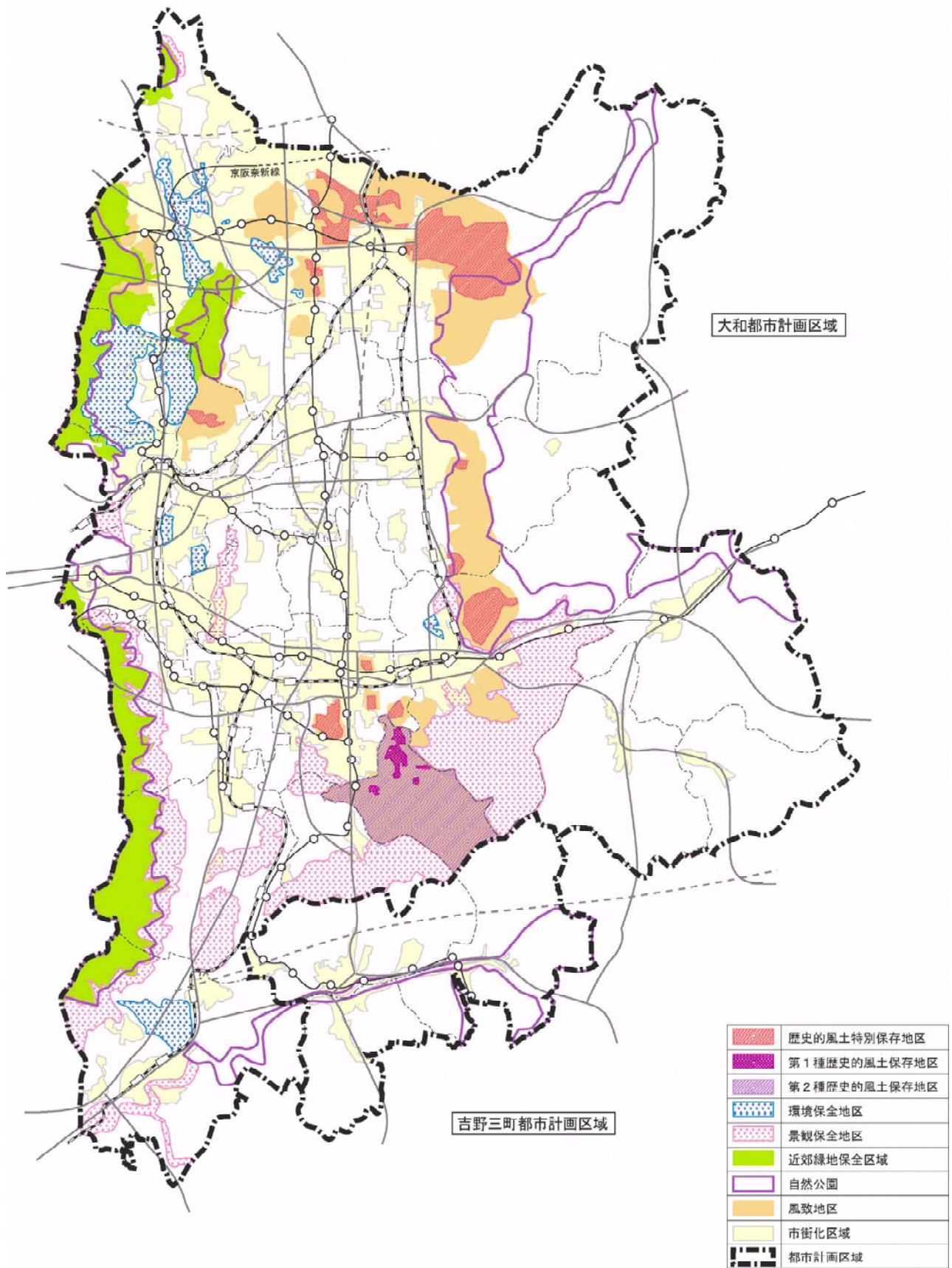


図3-4 地域制緑地等指定状況図(都市計画区域)

(3) 県民等が主体の景観づくり推進のための支援・協働

① 景観関連情報の集積・発信

各地域における景観づくりの取組状況などの景観に関する情報を集積・蓄積し、インターネットなどのメディアを活用して、市町村や県民等に提供・公開します。

また、奈良県景観資産登録制度により、優れた眺望を有する視点場や景観的な価値を有する建造物や樹木などを発掘し、景観資産として登録、公表します。

② 県民等の景観づくりへの支援・協働

県民等の主体的な取組を促進するため、県の職員が県民と意見交換を行う「県政出前トーク」、県民の要請に応じて専門家を派遣する「まちづくりアドバイザー派遣」、県民によるまちづくりの活動を支援する「なら・まちづくりコンシェルジュ」の諸制度などを活用し、景観づくりの人材育成や地域の景観づくりを支援します。

また、景観阻害要素に対する住民の自主的な取組である落書防止キャンペーンやはり紙等違反広告物簡易除却住民参加活動の普及・拡大を図るとともに、ボランティアによる定期的な道路などの維持管理活動（アダプトシステム）や地域の花づくり運動などの普及・拡大を図ります。

さらに、景観法に基づく景観協定や景観条例で定める「景観住民協定制」などにより県民等が自ら行う地域の景観の形成を促進するとともに、NPO等による景観づくりを進めるため景観整備機構の指定を積極的に行います。また、景観形成に関わりを持つ様々な立場の関係者が、良好な景観形成に関する協議・調整を行う場として、県民等や関係行政団体で組織する景観協議会制度の活用を図ります。

良好な景観づくりを進めるために、県民等が自ら行う景観づくりに対する助成などの支援制度を検討します。

③ 景観づくりネットワークの構築

県内における景観づくりの持続的拡大を図るため、NPO等が各地域における景観づくりに関わる取組に関する情報交換や景観づくりを連携・協働して進めるネットワークを構築します。

④ 市町村の取組に対する支援、景観行政団体との連携

市町村が景観行政団体となり景観計画を策定することを促進するため、景観計画策定ガイドラインの作成など技術的支援を行うとともに、県及び市町村が互いに景観施策の情報交換、連携、調整を行う場の設置を行います。

また、県土全体で調和のとれた景観形成を進めるという広域的な観点からは、県と景観行政団体となった市町村とが連携・協力を図ることが不可欠であり、両者が県土全体の景観づくりについて協議を行い、一体的に景観づくりに取り組みます。

(4) 景観づくりの意識醸成

県民や事業者の意識醸成を図るため、広報誌やインターネットなどのメディアの活用、表彰制度の実施などを積極的に進めるとともに、子どもたちを対象とした景観まちづくりに関する学習の支援や、シンポジウムの開催などにより新たな意識醸成を行います。

(5) 公共事業等による景観づくりの先導

公共事業等においては、景観づくりの基本方針を踏まえて「奈良県公共事業景観形成指針」などを定め、地域の景観づくりの先導的役割を果たします。

(6) 施策推進のための体制づくり

景観行政を担当する部署を設置し、景観に関する知識・能力を有する職員の養成に努めるとともに、関係部局の横断的な取組による総合的な施策推進のための体制を構築します。また、市町村職員を含む行政職員の景観に関する意識向上のため研修などの施策を実施します。

第4章 景観計画の区域

1. 景観計画区域

景観法第8条第2項第1号の規定に基づく奈良県景観計画の区域は景観行政団体である市町村(奈良市、橿原市、明日香村※)の区域を除く、奈良県の区域とします。

※明日香村については、平成20年5月1日に景観行政団体となります。

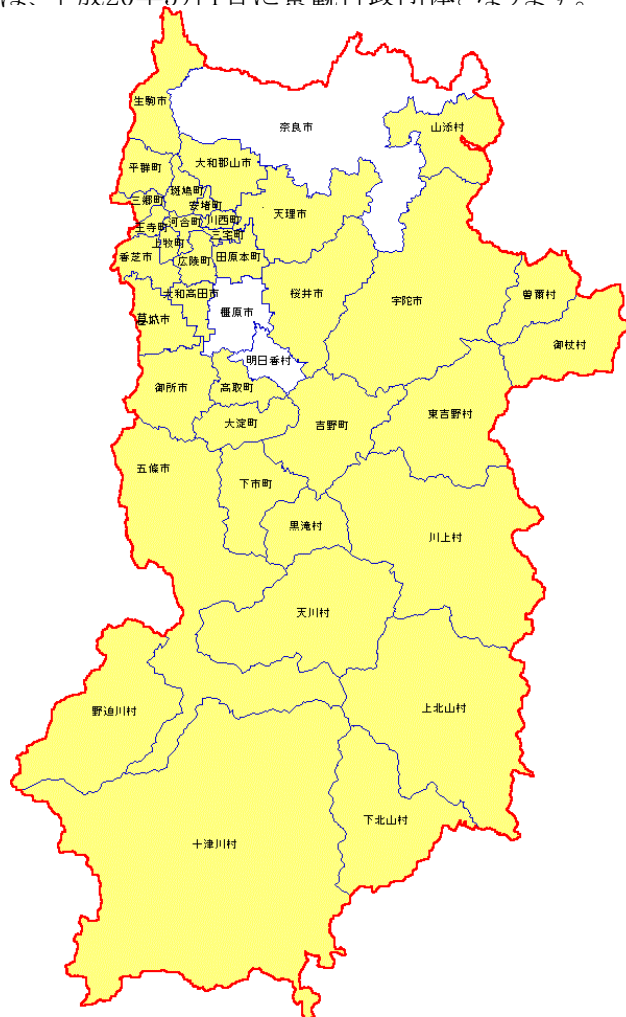


図4-1 景観計画区域

2. 重点景観形成区域

上記1. 景観計画区域のうち、広域的・先導的な観点から特に重点的に景観形成に取り組むべき区域を重点景観形成区域として、以下のとおり定めます。

- ・世界遺産など県を代表する歴史文化資産が集積する地域の沿道－第1種特定区域
- ・県への広域的な玄関口である主要インターチェンジ周辺の沿道－第2種特定区域
- ・県内の交通網を形成する広域幹線道路等の沿道－広域幹線沿道区域

なお、県民の景観に対する意識や社会経済情勢の変化などを踏まえ必要に応じて重点景観形成区域の追加や見直しを行うなど、地域特性と環境の変化に迅速かつ発展的に対応していきます。

(1)第1種特定区域

①法隆寺地域沿道区域

法隆寺地域沿道区域は、次に掲げる道路(ただし、高架橋等を有する区間を除く。)及びその道路の境界線*1から両側10mの範囲*2とします。(図4-2のとおり)

- *1 事業を行っている道路の区間については、計画線を境界線とします。以下同じ。
- *2 行為の計画地(以下「行為地」という。)が、当該道路と接する場合又は当該道路と接しない場合でその行為地の面積の過半が10mの範囲に含まれる場合は、その行為地全体を区域とみなします。また、行為地が当該道路と接しない場合でその行為地の面積の半分以上が10mの範囲外になる場合は、その行為地の全体を区域外とみなします。以下同じ。

- 一般国道25号

(一般県道法隆寺線との交点(斑鳩町)から主要地方道奈良大和郡山斑鳩線との交点(斑鳩町)まで)

- 主要地方道大和高田斑鳩線

(一般国道25号との交点(斑鳩町)から西名阪自動車道法隆寺インターチェンジ(河合町)まで)

- 主要地方道奈良大和郡山斑鳩線

(町道237号線との交点(斑鳩町)から一般国道25号との交点(斑鳩町)まで)

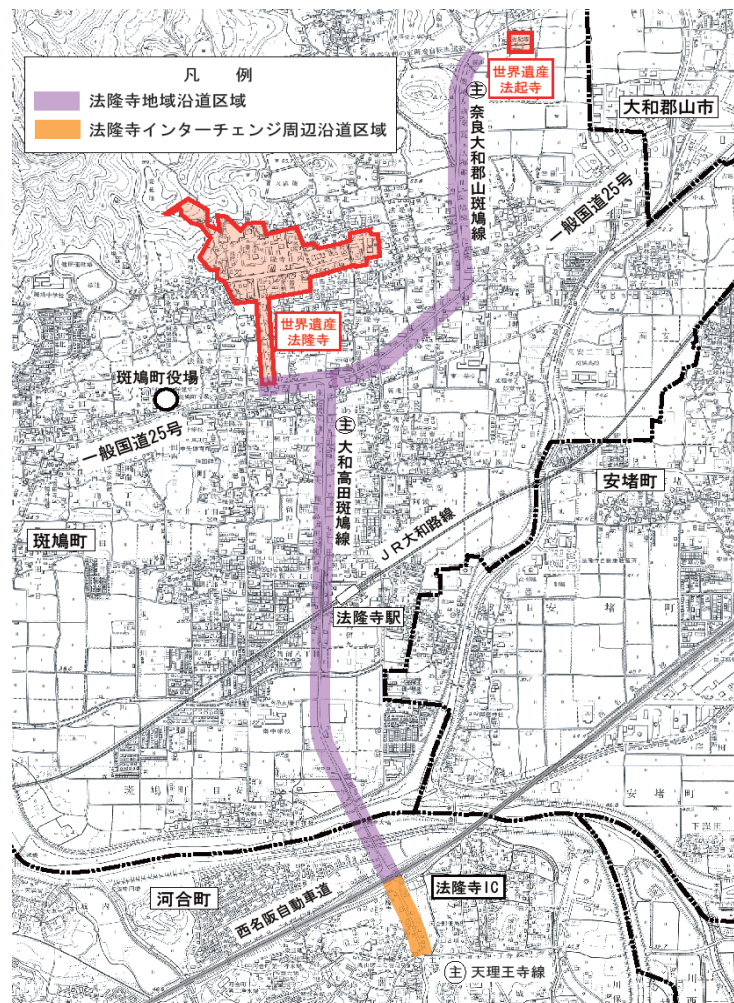


図4-2 法隆寺地域沿道区域・法隆寺インターチェンジ周辺沿道区域

②山の辺地域沿道区域

山の辺地域沿道区域は、次に掲げる道路(ただし、高架橋等を有する区間を除く。)及びその道路の境界線*1から両側10mの範囲*2とします。(図4-3のとおり)

- 一般国道169号
(主要地方道天理環状線との交点から市道巻向川堤防2号線との交点(桜井市)まで)
- 主要地方道天理環状線
(市道川原城下滝本線との交点(天理市)から一般国道169号との交点(天理市)まで)

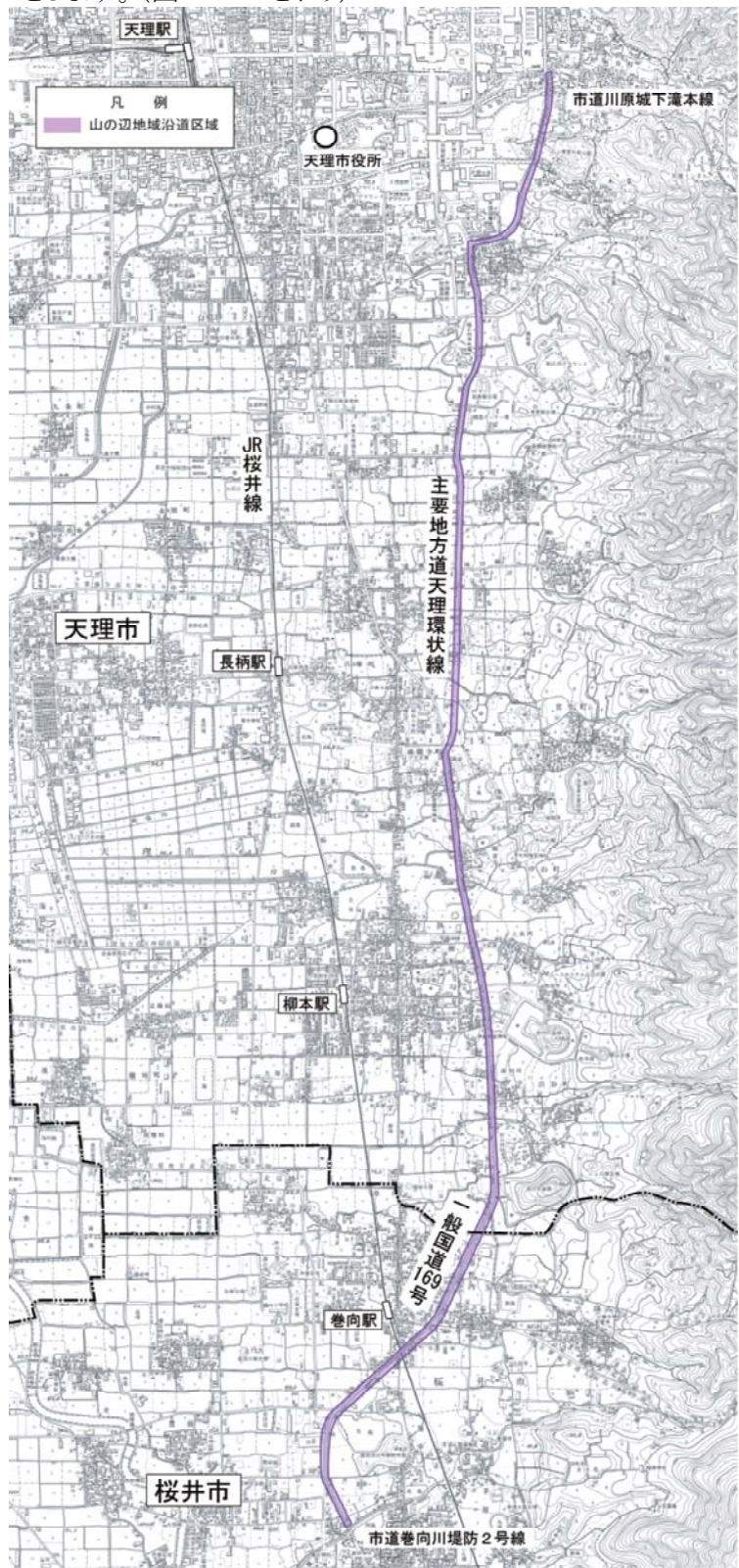


図4-3 山の辺地域沿道区域

(2) 第2種特定区域

① 郡山インターチェンジ周辺沿道区域

郡山インターチェンジ周辺沿道区域は、次に掲げる道路及びその道路の境界線*1から両側10mの範囲*2とします。

(図4-4のとおり)

- ・一般国道24号
(一般国道25号との交点(大和郡山市)から中川中町交差点(天理市)まで)

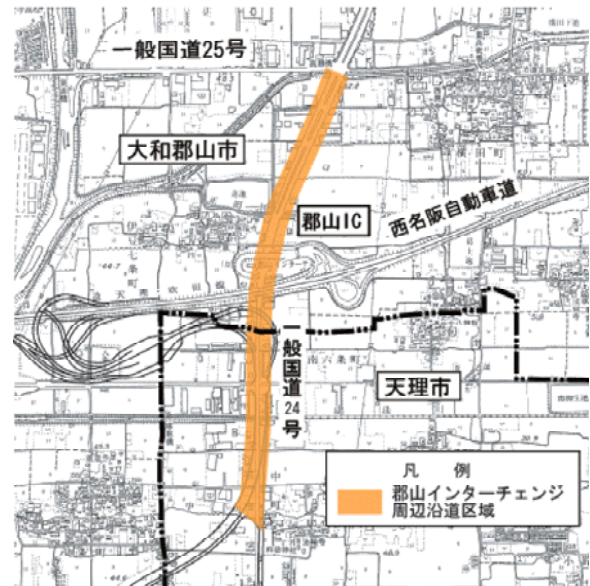


図4-4 郡山インターチェンジ周辺沿道区域

② 法隆寺インターチェンジ周辺沿道区域

法隆寺インターチェンジ周辺沿道区域は、次に掲げる道路及びその道路の境界線*1から両側10mの範囲*2とします。(図4-2のとおり)

- ・主要地方道大和高田斑鳩線
(主要地方道天理王寺線との交点(河合町)から西名阪自動車道法隆寺インターチェンジ(河合町)まで)

③ 香芝インターチェンジ周辺沿道区域

香芝インターチェンジ周辺沿道区域は、次に掲げる道路及びその道路の境界線*1から両側10mの範囲*2とします。(図4-5のとおり)

- ・一般国道168号
(市道1-52線との交点(香芝市)から市道5-75号線との交点(香芝市)まで)
- ・主要地方道香芝インター線(全線)



図4-5 香芝インターチェンジ周辺沿道区域

(3) 広域幹線沿道区域

広域幹線沿道区域は、次に掲げる道路(ただし、高架橋等を有する区間を除く。)及びその道路の境界線*1から両側10mの範囲*2とします。(図4-6のとおり)

| 番号 | 路線名 | 始点 | 終点 | 備考 |
|----|------------------------|----------------------|-----------------------------|-------------------------|
| 1 | 一般国道24号 | 奈良市と大和郡山市との境界 | 郡山南インターチェンジ(大和郡山市) | ただし、郡山インターチェンジ周辺沿道区域を除く |
| 2 | 一般国道25号 | 一般国道168号との交点(斑鳩町) | 一般国道168号との交点(王寺町) | |
| 3 | 一般国道163号 (通称清滝生駒道路) | 四条畷市と生駒市の境界 | 生駒市と精華町の境界 | |
| 4 | 一般国道168号 | 一般国道25号との交点(斑鳩町) | 一般国道163号(通称清滝生駒道路)との交点(生駒市) | |
| 5 | 一般国道168号 | 市道5-75号線との交点(香芝市) | 一般国道25号との交点(王寺町) | ただし、香芝インターチェンジ周辺沿道区域を除く |
| 6 | 一般国道169号 | 中和幹線との交点(桜井市・上之庄交差点) | 一般国道165号との交点(桜井市・阿部交差点) | |
| 7 | 一般国道169号 | 明日香村と高取町の境界 | 主要地方道桜井明日香吉野線との交点(大淀町) | |
| 8 | 主要地方道奈良生駒線 (通称阪奈道路) | 生駒市と奈良市の境界 | 辻インターチェンジ(生駒市) | |
| 9 | 主要地方道大阪生駒線 (通称阪奈道路) | 四条畷市と生駒市の境界 | 辻インターチェンジ(生駒市) | |
| 10 | 主要地方道枚方大和郡山線 | 一般国道163号との交点(生駒市) | 生駒市と奈良市の境界 | |
| 11 | 主要地方道桜井明日香吉野線 | 一般国道165号との交点(桜井市) | 桜井市と明日香村の境界 | |
| 12 | 一般県道大和郡山広陵線 | 一般国道25号との交点(大和郡山市) | 主要地方道天理王寺線との交点(川西町) | |
| 13 | 一般県道大和郡山環状線 | 奈良市と大和郡山市の境界 | 一般国道25号との交点(大和郡山市) | |
| 14 | 都市計画道路中和幹線 | 市道黒崎地内7号線との交点(桜井市) | 一般国道165号との交点(香芝市) | ただし、橿原市区域を除く |
| 15 | 都市計画道路奈良西幹線 | 市道5-75号線との交点(香芝市) | 都市計画道路中和幹線との交点(香芝市) | |

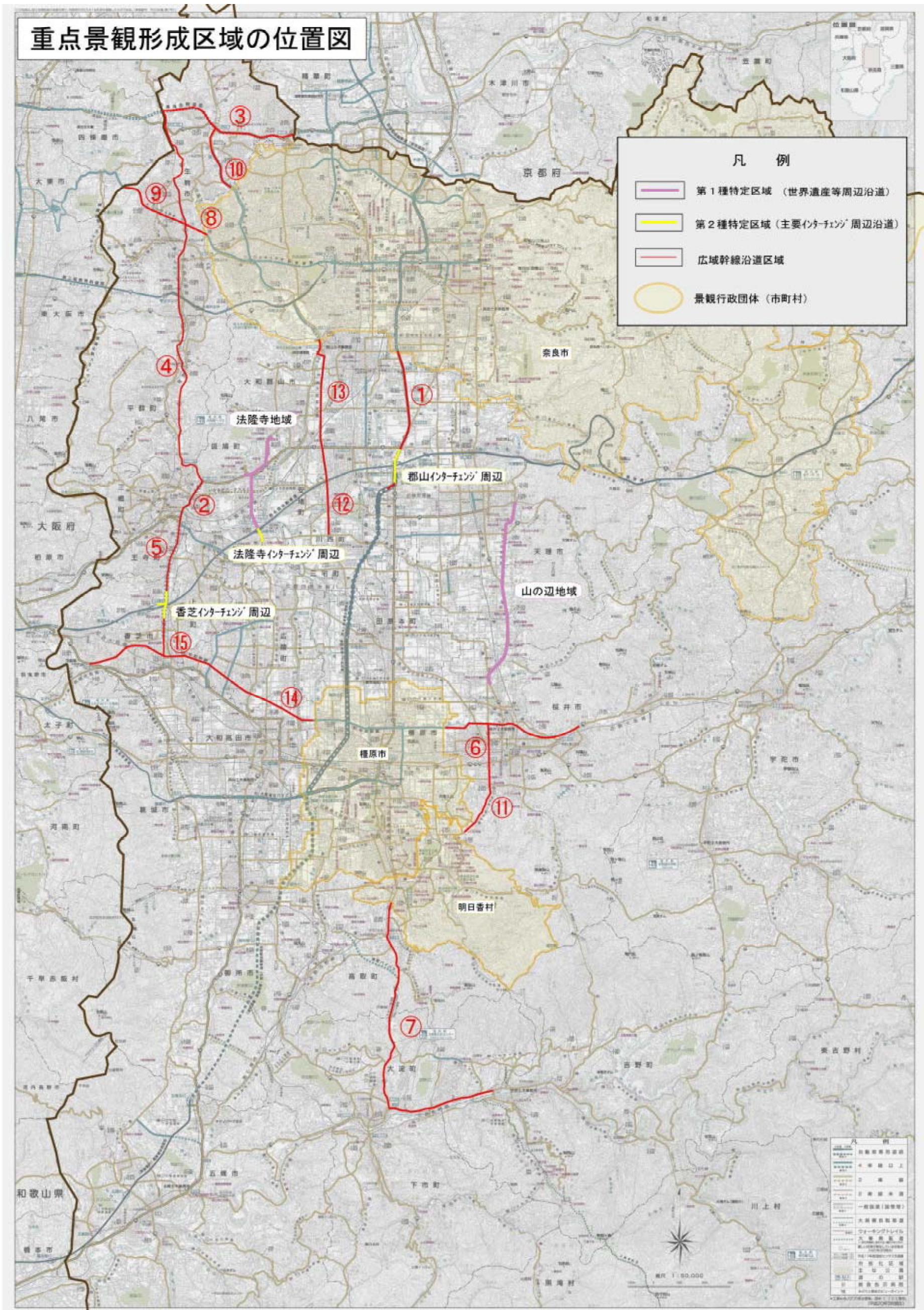


図4-6 重点景観形成区域の位置図

第5章 景観計画の区域における良好な景観の形成に関する方針

1. 景観計画区域

景観法第8条第2項第2号の規定に基づく良好な景観の形成に関する方針は、第3章の基本方針 1. 景観づくりの基本方針に基づくものとします。

なお、風致地区、歴史的風土特別保存地区、自然公園等の地域制緑地制度が指定された区域においては、それぞれの法令及び条例に基づく景観づくりの方針を尊重するものとします。

2. 重点景観形成区域

重点景観形成区域における良好な景観の形成に関する方針は、上記1. 景観計画区域の方針のほか、各地域の特性に応じた方針に基づくものとします。

(1) 第1種特定区域

① 法隆寺地域沿道区域

・景観特性と課題

法隆寺地域沿道区域は、世界遺産「法隆寺地域の仏教建造物」へアクセスする一般国道25号及び主要地方道大和高田斑鳩線、主要地方道奈良大和郡山斑鳩線の沿道の区域です。これらの道路は、地域の生活道路であるとともに、西名阪自動車道から法隆寺地域へのアクセス道路であり、県内外や海外から法隆寺地域を訪ねる多くの人々の玄関口として重要な役割を担っています。

主要地方道奈良大和郡山斑鳩線の沿道は、自然景観や田園景観、歴史的景観が一体となった優れた景観を形成しており、「古都・奈良」を代表する景観です。主要地方道大和高田斑鳩線の沿道は、大和川の水辺景観や田園景観、市街地景観を形成しています。一般国道25号は県北部を東西に連絡する主要幹線道路であり、市街地景観を形成しています。

これらの沿道の一部においては、周辺景観に雑然とした印象を与える広告物や周辺景観と不調和な建築物が存在するなど、これらの課題に対応し世界遺産の“玄関口”にふさわしい景観づくりが必要です。

・景観の形成に関する方針

世界遺産である法隆寺地域へのアクセス道路の沿道景観は、県内外や海外からこの地を訪ねる多くの人々の目にふれ、世界遺産に対する印象を左右することから、奈良県の景観形成上、最も重要な景観の一つです。そのため、世界遺産の“玄関口”としてふさわしい風格のある歴史的な景観づくりを基本とし、法隆寺地域を訪れる人々を心地よく迎える景観づくりに努め、沿道の建築物や屋外広告物などについては「古都・奈良」のイメージが醸成される景観づくりを進めます。また、特に良好な景観を有する区域においては、「古都・奈良」としての魅力をより発展させる景観づくりに努めます。

②山の辺地域沿道区域

・景観特性と課題

山の辺地域沿道区域は、「青垣」の裾野に広がる「山の辺」と呼ばれる丘陵地を通過する一般国道169号及び主要地方道天理王寺線の沿道で、我が国最古の道「山の辺の道」に平行する区域です。周辺には、手白香皇女衾田陵、崇神天皇陵、景行天皇陵、箸墓古墳など、大小様々な多数の古墳が存在します。これらの古代遺跡とともに石上神宮や桧原神社、長岳寺などの寺社や環濠集落などの集落が、田園のなかに点在しており、様々な時代の多彩な景観資源を有し、「日本のふるさと」として質の高い景観を形成しています。また、優れた眺望が楽しめる視点場が多数存在しています。

しかし、これらの沿道の一部においては、派手な色彩の広告物や周辺景観と不調和な建築物が存在するなど、「日本のふるさと」としての魅力が低下しており、それらへの対応が課題となっています。

・景観の形成に関する方針

「青垣」から「山の辺」の田園、古墳・社寺、集落などへつながる景観は奈良固有の風土を形成しており、奈良の景観において最も特徴的な景観の一つです。「青垣」の豊かな自然と「山の辺」の歴史文化遺産や生活環境が一体となった「日本のふるさと」としての質の高い景観を保全することを基本とし、建築物などは周辺の歴史・田園景観との調和に努め、優れた眺望景観を活かした「日本のふるさと」の景観にふさわしい沿道景観づくりに努めます。

(2)第2種特定区域

・景観特性と課題

西名阪自動車道の郡山、法隆寺、香芝の各インターチェンジ周辺の沿道は、県への広域的な玄関口です。これらの沿道の景観は、奈良を訪れた人々の目に最初に触れ、法隆寺を始め県内各所の観光エリア等訪問への期待につながるものであり、奈良のイメージや魅力の向上に大きな影響を及ぼすものです。

これらの沿道は、一部の市街化調整区域も含めて、インターチェンジの特性に対応して、物品販売店舗、飲食店、ガソリンスタンド、パチンコ店、ホテルや物流倉庫、事務所など多様な用途の様々な規模の建築物が立地し、街並みを形成しています。人々の目を引く派手な色彩やデザイン、光源による過度な装飾がなされた建築物や工作物、植栽のない露天駐車場の存在などが、派手な色彩で大きく高い屋外広告物の氾濫と併せて、街並みとして著しく不調和で雑然とした全国どこにでもあるような景観を形成しています。

そのため、地域の景観として雑然さを軽減し、街並みとして調和して連続感のある奈良の玄関口にふさわしい沿道景観を整備、整序していくことが必要です。

・景観の形成に関する方針

地域の景観として雑然さを軽減し、街並みの一体感や連続性を高めるため、派手な色彩や光源等の装飾の抑制、建築設備や立体駐車場の修景など建築物や工作物の形態及び意匠を整えるとともに、建築物等の道路からの後退、露天駐車場等の緑化や道路からの「青垣」などの遠望の確保への配慮を行うなど、屋外広告物と併せて、建築物等の建て替えや改修等の機会を捉えて、適切な規制・誘導を行うことにより、奈良の玄関口にふさわしい沿道景観づくりに努めます。

(3) 広域幹線沿道区域

・景観特性と課題

広域幹線道路等の景観は、整備中の区間も含め殆どが4車線道路で交通量も非常に多く、観光エリア等を訪れる人々が移動する際に奈良を身近に感じるものであり、県民等が日々の生活や産業活動を通じて日常的に接する重要なものとなっています。

これらの沿道は、それぞれの路線においても市街化区域と市街化調整区域、各種の用途地域、風致地区等地域制緑地の区域などに応じて、様々な土地利用が行われるとともに、本県の優れた景観特性を有する歴史的景観、眺望景観、市街地景観、「青垣」・「山の辺」景観、森林・山岳景観、田園景観、水辺景観が順次展開され、それらを連続的に感じられる空間です。

これらの移動する視点場からは、水田と集落の広がりを通して望む社寺等の景観資源や「青垣」・「山の辺」への眺望、吉野川・竜田川・富雄川などの水辺の風景、緑豊かに広がる丘陵の住宅地の眺めなど変化に富んだ良好な景観を望むことができます。

しかし、一方では、人々の目を引く派手な色彩やデザイン、光源による過度な装飾がなされたロードサイドショップや工作物が建ち並び、植栽のない人工的な駐車場の風景や派手な色彩で大きく高い屋外広告が氾濫するなど、これらの良好な景観と調和を欠いた全国どこにでもあるような沿道景観が形成されています。

そのため、沿道の土地利用や道路の特性に応じて、違和感や雑然さを軽減するとともに、連続した視点場である道路の特性を活用し、良好な周辺景観と調和した沿道景観を整備・整序することが必要です。

・景観の形成に関する方針

これらの区域は、沿道景観としての特性に加えて、そのエリアごとに例えば田園景観などの景観の特性を持っているため、第3章の基本方針1. 景観づくりの基本方針に定める該当エリアの特性も踏まえた景観づくりを基本とします。

地域の景観として雑然さを軽減し、街並みとして調和して連続感のある沿道景観とするため、派手な色彩や光源等の装飾の抑制、建築設備や立体駐車場の修景など建築物や工作物の形態及び意匠を整えるとともに、建築物等の道路からの後退、駐車場等の緑化への配慮などを行うこととします。また、道路の軸線方向の「青垣」などの遠望や該当するエリアの景観特性に配慮することによって、良好な周辺景観と調和した沿道景観づくりに努めます。

第6章 景観計画の区域における行為の制限に関する事項

景観計画区域においては、一般区域(重点景観形成区域以外の区域をいう。以下同じ。)と重点景観形成区域に区分して、届出の必要な行為及び景観形成の基準についてそれぞれ定めます。

1. 届出の必要な行為

次の(1)から(4)に掲げる行為のうち各表に定める規模を超えるものについては、景観法第16条第1項の規定による届出又は同条第5項後段の規定による通知(以下「届出等」という。)が必要となります。

(1) 建築物(景観法第16条第1項第1号により届出が必要な行為)

| 行 為 | 一般区域 | 重点景観形成区域 | |
|--|--------------------------------|-------------------------------|---|
| | | 広域幹線沿道区域 | 第1種・第2種特定区域 |
| 建築物の新築又は移転 (右記の規模を超えることとなる増築又は改築を含む。) | 地盤面からの高さ 13m又は建築面積 1000㎡ | 地盤面からの高さ 10m又は建築面積 500㎡ | 地盤面からの高さ 10m又は建築面積 100㎡(戸建専用住宅を除く。) |
| 建築物の増築又は改築 | 上記の規模を超える建築物において、行為に係る建築面積が10㎡ | | |
| 建築物の外観の変更 | 上記の規模を超える建築物において、行為に係る面積が10㎡ | | |

(2) 工作物(景観法第16条第1項第2号により届出が必要な行為)

| 行 為 | 一般区域 | 重点景観形成区域 | |
|---|--|---|---|
| | | 広域幹線沿道区域 | 第1種・第2種特定区域 |
| 工 作 物 の 新 設 又 は 移 転 (右記の規模を超えることとなる増築又は改築を含む) | 1 鉄筋コンクリート造の柱、鉄柱、木柱その他これらに類するもの | 高さ15m | 高さ15m(第1種特定区域にあっては、高さ10m) |
| | 2 煙突(支枠及び支線があるものについては、これらを含む。)その他これに類するもの | 高さ13m | 高さ10m |
| | 3 装飾塔、記念塔その他これらに類するもの(屋外広告物及び屋外広告物を掲出する物件を除く。) | | |
| | 4 高架水槽、サイロ、物見塔その他これらに類するもの | | |
| | 5 ウォーターシュート、コースター、メリーゴーラウンド、観覧車その他これらに類する遊戯施設 | | |
| | 6 アスファルトプラント、コンクリートプラント、クラッシュプラントその他これらに類するもの | 高さ13m又は 築造面積1000㎡ | 高さ10m又は築造面積500㎡ |
| | 7 自動車車庫の用途に供するもの | | |
| | 8 汚物処理場、ごみ焼却場その他の処理施設の用途に供するもの | | |
| | 9 上記1～8に掲げる工作物のうち、建築物と一体となって設置されるもの | 建築物の上端から 工作物の上端までの 高さ5mかつ地盤 面から当該工作物 の上端までの高さ1 3m(上記1に掲げ るものにあつては15 m) | 建築物の上端から工作物の上端までの 高さ5mかつ地盤面から当該工作物の上端までの高さ10m(上記1に掲げるもので第1種特定区域以外にあっては15m) |
| | 10 自動販売機 | (届出不要) | 高さ1.5m(第1種特定区域に限る。) |
| 工作物の増築又は改築 | 上記の規模を超える工作物において、行為に係る築造面積が10㎡ | | |
| 工作物の外観の変更 | 上記の規模を超える工作物において、行為に係る面積が10㎡ | | |

(3) 開発行為（景観法第 16 条第 1 項第 3 号により届出が必要な行為）

| 行 為 | 一般区域 | 重点景観形成区域 | |
|------|---|---|-------------|
| | | 広域幹線沿道区域 | 第1種・第2種特定区域 |
| 開発行為 | 行為地の面積3000㎡又は行為に伴い生ずる擁壁若しくはのり面の高さが5mかつ長さ10m | 行為地の面積1000㎡又は行為に伴い生ずる擁壁若しくはのり面の高さが2mかつ長さ10m | |

(4) その他（景観法第 16 条第 1 項第 4 号により届出が必要な行為）

① 土地の形質の変更

| 行 為 | 一般区域 | 重点景観形成区域 | |
|---|---|---|-------------|
| | | 広域幹線沿道区域 | 第1種・第2種特定区域 |
| 土地の開墾、土石の採取、鉱物の掘採その他の土地の形質の変更（開発行為を除く。） | 行為地の面積3000㎡又は行為に伴い生ずる擁壁若しくはのり面の高さが5mかつ長さ10m | 行為地の面積1000㎡又は行為に伴い生ずる擁壁若しくはのり面の高さが2mかつ長さ10m | |

② 物件の堆積

| 行 為 | 一般区域 | 重点景観形成区域 | |
|----------------------------|--------------------------|--------------------------|-------------|
| | | 広域幹線沿道区域 | 第1種・第2種特定区域 |
| 屋外における土石、廃棄物、再生資源その他の物件の堆積 | 行為地の面積3000㎡又は物件の堆積の高さが3m | 行為地の面積1000㎡又は物件の堆積の高さが2m | |

(5) 適用除外とする行為

上記1の届出の必要な行為であっても、景観法第16条第7項各号及び奈良県景観条例で定める行為にあつては、届出等を適用除外とします。

2. 景観形成の基準

景観法第16条第3項若しくは第6項又は第17条第1項の規定による規制又は措置の基準は、次のそれぞれの区域の基準とします。なお、この基準は、全ての項目が一律に適用されるのではなく、行為地における景観の現状や行為の内容により、適用される項目が異なることがあります。

また、以下の(ア)～(ウ)のいずれかに該当する行為で、奈良県景観審議会の意見を聴いた上、当該行為が景観形成に資すると認められるものについては、この基準によらないことができます。

- (ア) 建築物等の色彩やデザインなどの質が高く、周辺の景観形成を先導することが期待されるもの
- (イ) 既に整備が行われ、地域のランドマークとして県民に親しまれているものの増築又は改築、外観の変更
- (ウ) その他特別に配慮する必要があるもの

(1) 一般区域及び重点景観形成区域のうち広域幹線沿道区域

一般区域及び重点景観形成区域のうち広域幹線沿道区域の景観形成の基準は、次の共通事項とそれぞれの対象行為の事項とします。

| 行為 | 事項 | 基準 |
|-------------|--------|---|
| 共通 | | 1 景観上重要な山々や丘陵、歴史的な遺産等に対する主要な視点場※1からの眺望に配慮すること。 2 地域の個性を尊重し、地域の景観に与える違和感や雑然さを軽減するよう努め、地域全体として調和のとれたものとなるよう配慮すること。 3 行為地内に複数の建築物、工作物等を設ける場合は、全体として調和のとれたものとなるよう配慮すること。 |
| 建築物の新築又は移転等 | 配置及び高さ | (一般区域及び広域幹線沿道区域) 1 良好な周辺景観との調和に配慮した配置、規模及び高さとする。こと。 2 山稜の近傍にあっては、稜線を乱さないよう配慮した配置及び高さとする。こと。 3 歴史的な街並み等街路景観が整っている地域にあっては、周辺との連続性に配慮した配置とする。こと。その他の地域にあっては、原則として、道路の境界線から1m以上後退した配置とする。こと。 4 行為地の周辺に山林等樹木が多くある場合は、周辺の樹木の高さに配慮した高さとする。こと。 5 行為地内に歴史的な遺構や良好な樹木等がある場合は、これをできる限り保全し、活用すること。 (広域幹線沿道区域) 6 塔屋等は、道路の軸線方向の遠景に配慮した配置、規模及び高さとする。こと。 |
| | 形態及び意匠 | (一般区域及び広域幹線沿道区域) 1 良好な周辺景観との調和に配慮した形態及び意匠とする。ことととも、建築物全体としてバランスのとれた形態及び意匠とする。こと。 2 歴史的街並みや集落又はこれらの地域及び歴史的な遺産の周辺にあっては、できる限り勾配屋根とする。こと。 3 道路等の公共の場所に面する部分は、歩行者等に圧迫感、威圧感を感じさせないよう配慮した形態及び意匠とする。こと。 4 外壁又は屋上など外部に設ける建築設備※2は、原則として、露出させないようにすること。やむを得ず露出させる場合には、建築物本体及び良好な周辺景観との調和に配慮した形態及び意匠とする。こと。 5 屋外階段、ベランダ等を設ける場合は、これらを含む建築物全体の調和に配慮すること。 6 外観に光源等の装飾を施す場合は、使用する位置や量等に配慮すること。 商業地域以外の地域にあっては、その光源等が形成する面積が、外観のうち各立面につき、当該立面の面積の5分の1を超えないこと。 (広域幹線沿道区域) 7 塔屋等は、道の軸線方向の遠景に配慮した形態及び意匠とする。こと。 |
| | 色彩 | 1 色彩は、別に定める3.色彩に関する景観形成の基準(P.33～)に適合するとともに、良好な周辺景観との調和に配慮すること。 2 多くの色彩やアクセント色を使用する場合は、使用する色彩相互の調和、使用する量のバランスに配慮すること。 |
| | 素材 | 1 良好な周辺景観との調和に配慮した素材を使用し、特に反射光のある素材を使用する場合は使用する位置や量等に配慮すること。 2 歴史的街並みや集落の整っている地域又はこれらの地域及び歴史的な遺産の周辺にあっては、地域の景観特性を特徴づけている伝統的素材(木、土、漆喰等)の活用に配慮すること。 |
| | 緑化 | 1 行為地が道路に面する部分は、出入口、門、塀等を設置する部分を除き、樹木等により緑化し、かつ、行為地内の緑化面積※3は行為地面積の3%以上とする。こと。緑化にあたっては、郷土種を用いるなど、樹種の選定に配慮し、良好な周辺景観との調和を図ること。 2 住宅地にあっては、周辺の樹木と調和のとれた生垣や樹木とするよう配慮すること。 |

| 行為 | 事項 | 基準 |
|-------------|-----------|--|
| 工作物の新設又は移転等 | 配置、規模及び高さ | <ol style="list-style-type: none"> 1 良好な周辺景観との調和に配慮した配置、規模及び高さとする。 2 山稜の近傍にあっては、稜線を乱さないよう配慮した配置及び高さとする。 3 原則として、道路の境界線から1m以上後退した配置とする。 4 行為地の周辺に山林等樹木が多くある場合は、周辺の樹木の高さに配慮した高さとする。 5 行為地内に歴史的な遺構や良好な樹木等がある場合は、これをできる限り保全し、活用すること。 |
| | 形態及び意匠 | <ol style="list-style-type: none"> 1 良好な周辺景観との調和に配慮した形態及び意匠とするともに、全体的にバランスのとれた形態及び意匠とすること。 2 道路等の公共の場所に面する部分は、歩行者等に圧迫感、威圧感を感じさせないよう配慮した形態及び意匠とすること。 3 外観に光源等の装飾を施す場合は、使用する位置や量等に配慮すること。 商業地域以外の地域にあっては、その光源等が形成する面積が、外観のうち各立面につき、当該立面の面積の5分の1を超えないこと。 |
| | 色彩 | <ol style="list-style-type: none"> 1 色彩は、別に定める3.色彩に関する景観形成の基準(P.33～)に適合するとともに、良好な周辺景観との調和に配慮すること。 2 多くの色彩やアクセント色を使用する場合は、使用する色彩相互の調和、使用する量のバランスに配慮すること。 |
| | 素材 | <ol style="list-style-type: none"> 1 良好な周辺景観との調和に配慮した素材を使用し、特に反射光のある素材を使用する場合は使用する位置や量等に配慮すること。 |
| | 緑化 | <ol style="list-style-type: none"> 1 行為地が道路に面する部分は、出入口、門、塀等を設置する部分を除き、樹木等により緑化し、かつ、行為地内の緑化面積※3が行為地面積の3%以上とすること。緑化にあたっては、郷土種を用いるなど、樹種の選定に配慮し、周辺景観との調和を図ること。 2 住宅地にあっては、周辺の樹木と調和のとれた生垣や樹木とするよう配慮すること。 |
| 開発行為 | 方法 | <ol style="list-style-type: none"> 1 できる限り現況の地形を活かし、地形の改変を必要最小限にするなど、長大なり面又は擁壁が生じないよう配慮すること。 2 のり面は、できる限り緩やかな勾配とし、緑化を図ること。緑化にあたっては、郷土種を用いるなど、樹種の選定に配慮し、周辺景観との調和を図ること。 3 擁壁は、良好な周辺景観と調和した形態及び素材又は前面に緑化を図るなど配慮すること。 4 行為地内に歴史的な遺構や良好な樹木等がある場合は、これをできる限り保全し、活用すること。 5 塀・柵等を設ける場合にあっては、良好な周辺景観との調和に配慮した形態及び意匠とするともに、全体的にバランスのとれた形態及び意匠とすること。又その色彩は、別に定める3.色彩に関する景観形成の基準(P.33～)に適合するとともに、良好な周辺景観との調和に配慮すること。 |
| 土地の形質の変更 | 方法 | <ol style="list-style-type: none"> 1 土石の採取、鉋物の掘採にあっては、周辺からは目立ちにくいよう、採取等の位置、方法を工夫し、原則として、行為地周囲の緑化を行うこと。緑化にあたっては、郷土種を用いるなど、樹種の選定に配慮し、周辺景観との調和を図ること。 2 採取、掘採後は、周辺の植生と調和した緑化を図ること。 3 できる限り現況の地形を活かし、地形の改変を必要最小限にするなど、長大なり面又は擁壁が生じないよう配慮すること。 4 のり面は、できる限り緩やかな勾配とし、緑化を図ること。緑化にあたっては、郷土種を用いるなど、樹種の選定に配慮し、周辺景観との調和を図ること。 5 擁壁は、良好な周辺景観と調和した形態及び素材又は前面に緑化を図るなど配慮すること。 6 原則として、行為地周囲の緑化を行うこと。緑化にあたっては、郷土種を用いるなど、樹種の選定に配慮し、周辺景観との調和を図ること。 (共通) 7 行為地内に歴史的な遺構や良好な樹木等がある場合は、これをできる限り保全すること。 8 塀・柵等を設ける場合にあっては、良好な周辺景観との調和に配慮した形態及び意匠とするともに、全体的にバランスのとれた形態及び意匠とすること。又その色彩は、別に定める3.色彩に関する景観形成の基準(P.33～)に適合するとともに、良好な周辺景観との調和に配慮すること。 |
| 物件の堆積 | 方法 | <ol style="list-style-type: none"> 1 道路等の公共空間から見えにくい位置及び規模とするよう配慮すること。 2 高さを可能な限り抑えるとともに、整然とした物件の堆積を行うよう配慮すること。 3 行為地周囲の緑化を行うなど、原則として、周囲の道路等からの遮へいを行うこと。緑化にあたっては、郷土種を用いるなど、樹種の選定に配慮し、周辺景観との調和を図ること。 4 行為地内に歴史的な遺構や良好な樹木等がある場合は、これをできる限り保全すること。 5 塀・等を設ける場合にあっては、良好な周辺景観との調和に配慮した形態及び意匠とするともに、全体的にバランスのとれた形態及び意匠とすること。又その色彩は、別に定める3.色彩に関する景観形成の基準(P.33～)に適合するとともに、良好な周辺景観との調和に配慮すること。 |

※1 主要な視点場とは、「まほろば眺望スポット百選」等に定められたもの、奈良景観資産に登録されたもののうち眺望に関わるもの。

※2 建築設備とは、建築基準法第2条第3号に規定する建築設備をいう。ただし、煙突及び避雷針は除く。

※3 緑化面積とは、奈良県風致地区条例施行規則第5条第1項の規定の例により算定した植栽面積をいう。

(2)重点景観形成区域のうち特定区域

重点景観形成区域のうち第1種・第2種特定区域の景観形成の基準は、次の共通事項とそれぞれの対象行為の事項とします。

| 行為 | 事項 | 基準 |
|-------------|-----------|--|
| 共通 | | <ol style="list-style-type: none"> 1 景観上重要な山々や丘陵、歴史的な遺産等に対する主要な視点場※1からの眺望に配慮すること。 2 地域の個性を尊重し、地域の景観に与える違和感や雑然さを軽減するよう努め、地域全体として調和のとれたものとなるよう配慮すること。 3 行為地内に複数の建築物、工作物等を設ける場合は、全体として調和のとれたものとなるよう配慮すること。 |
| 建築物の新築又は移転等 | 配置、規模及び高さ | <ol style="list-style-type: none"> 1 良好な周辺景観との調和に配慮した配置、規模及び高さとする。 2 塔屋等は、道の軸線方向の遠景に配慮した配置、規模及び高さとする。 3 歴史的な街並み等街路景観が整っている地域にあっては、周辺との連続性に配慮した配置とすること。その他の地域にあっては、原則として、道路の境界線から1m以上後退した配置とすること。 4 行為地の周辺に山林等樹木が多くある場合は、周辺の樹木の高さに配慮した高さとする。 5 行為地内に歴史的な遺構や良好な樹木等がある場合は、これをできる限り保全し、活用すること。 |
| | 形態及び意匠 | <p>(第1種・第2種特定区域)</p> <ol style="list-style-type: none"> 1 良好な周辺景観との調和に配慮した形態及び意匠とするとともに、建築物全体としてバランスのとれた形態及び意匠とすること。 2 塔屋等は、道の軸線方向の遠景に配慮した形態及び意匠とすること。 3 道路等の公共の場所に面する部分は、歩行者等に圧迫感、威圧感を感じさせないよう配慮した形態及び意匠とすること。 4 外壁又は屋上など外部に設ける建築設備※2は、原則として、露出させないようにすること。やむを得ず露出させる場合には、建築物本体及び良好な周辺景観との調和に配慮した形態及び意匠とすること。 5 屋外階段、ベランダ等を設ける場合は、これを含む建築物全体の調和に配慮すること。 <p>(第1種特定区域)</p> <ol style="list-style-type: none"> 6 外観に光源等の装飾を施す場合は、使用する位置や量等に配慮すること。商業地域以外の地域にあっては、その光源等が形成する面積が、外観のうち各立面につき、当該立面の面積の5分の1を超えないこと。又特に点滅する光源の設置は、原則として、避けること。 7 原則として、勾配屋根とすること。 ※3 <p>(第2種特定区域)</p> <ol style="list-style-type: none"> 8 外観に光源等の装飾を施す場合は、使用する位置や量等に配慮すること。商業地域以外の地域にあっては、その光源等が形成する面積が、外観のうち各立面につき、当該立面の面積の5分の1を超えないこと。又特に高さ5mを超える点滅する光源の設置は、原則として、避けること。 |
| | 色彩 | <ol style="list-style-type: none"> 1 色彩は、別に定める3.色彩に関する景観形成の基準(P.33～)に適合するとともに、良好な周辺景観との調和に配慮すること。 2 多くの色彩やアクセント色を使用する場合は、使用する色彩相互の調和、使用する量のバランスに配慮すること。 |
| | 素材 | <ol style="list-style-type: none"> 1 良好な周辺景観との調和に配慮した素材を使用し、特に反射光のある素材を使用する場合は使用する位置や量等に配慮すること。 2 地域の景観特性を特徴づけている伝統的素材(木、土、漆喰等)の活用に配慮すること。 ※3 |
| | 緑化 | <ol style="list-style-type: none"> 1 行為地が道路に面する部分は、出入口、門、塀等を設置する部分を除き、樹木等により緑化し、かつ、行為地内の緑化面積※4は行為地面積の3%以上とすること。緑化にあたっては、郷土種を用いるなど、樹種の選定に配慮し、良好な周辺景観との調和を図ること。 2 住宅地にあっては、周辺の樹木と調和のとれた生垣や樹木とするよう配慮すること。 |
| 工作物の新設又は移転等 | 配置、規模及び高さ | <ol style="list-style-type: none"> 1 良好な周辺景観との調和に配慮した配置、規模及び高さとする。 2 原則として、道路の境界線から1m以上後退した配置とすること。 3 行為地の周辺に山林等樹木が多くある場合は、周辺の樹木の高さに配慮した高さとする。 4 行為地内に歴史的な遺構や良好な樹木等がある場合は、これをできる限り保全し、活用すること。 |
| | 形態及び意匠 | <p>(第1種・第2種特定区域)</p> <ol style="list-style-type: none"> 1 良好な周辺景観との調和に配慮した形態及び意匠とするとともに、全体的にバランスのとれた形態及び意匠とすること。 2 道路等の公共の場所に面する部分は、歩行者等に圧迫感、威圧感を感じさせないよう配慮した形態及び意匠とすること。 <p>(第1種特定区域)</p> <ol style="list-style-type: none"> 3 外観に光源等の装飾を施す場合は、使用する位置や量等に配慮すること。商業地域以外の地域にあっては、その光源等が形成する面積が、外観のうち各立面につき、当該立面の面積の5分の1を超えないこと。又特に点滅する光源の設置は、原則として、避けること。 <p>(第2種特定区域)</p> <ol style="list-style-type: none"> 4 外観に光源等の装飾を施す場合は、使用する位置や量等に配慮すること。商業地域以外の地域にあっては、その光源等が形成する面積が、外観のうち各立面につき、当該立面の面積の5分の1を超えないこと。又特に高さ5mを超える点滅する光源の設置は、原則として、避けること。 |

| 行為 | 事項 | 基準 |
|-------------|----|--|
| 工作物の新設又は移転等 | 色彩 | 1 色彩は、別に定める3.色彩に関する景観形成の基準(P.33～)に適合するとともに、良好な周辺景観との調和に配慮すること。 2 多くの色彩やアクセント色を使用する場合は、使用する色彩相互の調和、使用する量のバランスに配慮すること。 |
| | 素材 | 1 良好な周辺景観との調和に配慮した素材を使用し、特に反射光のある素材を使用する場合は使用する位置や量等に配慮すること。 |
| | 緑化 | 1 行為地が道路に面する部分は、出入り口、門、塀等を設置する部分を除き、樹木等により緑化し、かつ、行為地内の緑化面積※4は行為地面積の3%以上とすること。緑化にあたっては、郷土種を用いるなど、樹種の選定に配慮し、周辺景観との調和を図ること。 2 住宅地にあつては、周辺の樹木と調和のとれた生垣や樹木とするよう配慮すること。 |
| 開発行為 | 方法 | 1 できる限り現況の地形を活かし、地形の改変を必要最小限にするなど、長大なり面又は擁壁が生じないよう配慮すること。 2 のり面は、できる限り緩やかな勾配とし、緑化を図ること。緑化にあたっては、郷土種を用いるなど、樹種の選定に配慮し、周辺景観との調和を図ること。 3 擁壁は、良好な周辺景観と調和した形態及び素材又は前面に緑化を図るなど配慮すること。 4 行為地内に歴史的な遺構や良好な樹木等がある場合は、これをできる限り保全し、活用すること。 5 塀・柵等を設ける場合にあつては、良好な周辺景観との調和に配慮した形態及び意匠とするとともに、全体的にバランスのとれた形態及び意匠とすること。又その色彩は、別に定める3.色彩に関する景観形成の基準(P.33～)に適合するとともに、良好な周辺景観との調和に配慮すること。 |
| 土地の形質の変更 | 方法 | 土石の採取、鉤物の掘削にあつては、 1 周辺からは目立ちにくいよう、採取等の位置、方法を工夫し、原則として、行為地周囲の緑化を行うこと。緑化にあたっては、郷土種を用いるなど、樹種の選定に配慮し、周辺景観との調和を図ること。 2 採取、掘削後は、周辺の植生と調和した緑化を図ること。 土地の開墾、その他の土地の形質の変更にあつては、 3 できる限り現況の地形を活かし、地形の改変を必要最小限にするなど、長大なり面又は擁壁が生じないよう配慮すること。 4 のり面は、できる限り緩やかな勾配とし、緑化を図ること。緑化にあたっては、郷土種を用いるなど、樹種の選定に配慮し、周辺景観との調和を図ること。 5 擁壁は、良好な周辺景観と調和した形態及び素材又は前面に緑化を図るなど配慮すること。 6 原則として、行為地周囲の緑化を行うこと。緑化にあたっては、郷土種を用いるなど、樹種の選定に配慮し、周辺景観との調和を図ること。 (共通) 7 行為地内に歴史的な遺構や良好な樹木等がある場合は、これをできる限り保全すること。 8 塀・柵等を設ける場合にあつては、良好な周辺景観との調和に配慮した形態及び意匠とするとともに、全体的にバランスのとれた形態及び意匠とすること。又その色彩は、別に定める3.色彩に関する景観形成の基準(P.33～)に適合するとともに、良好な周辺景観との調和に配慮すること。 |
| 物件の堆積 | 方法 | 1 道路等の公共空間から見えにくい位置及び規模とするよう配慮すること。 2 高さを可能な限り抑えるとともに、整然とした物件の堆積を行うよう配慮すること。 3 行為地周囲の緑化を行うなど、原則として、周囲の道路等からの遮へいを行うこと。緑化にあたっては、郷土種を用いるなど、樹種の選定に配慮し、周辺景観との調和を図ること。 4 行為地内に歴史的な遺構や良好な樹木等がある場合は、これをできる限り保全すること。 5 塀・柵等を設ける場合にあつては、良好な周辺景観との調和に配慮した形態及び意匠とするとともに、全体的にバランスのとれた形態及び意匠とすること。又その色彩は、別に定める3.色彩に関する景観形成の基準(P.33～)に適合するとともに、良好な周辺景観との調和に配慮すること。 |

※1 主要な視点場とは、「まほろば眺望スポット百選」等に定められたもの、奈良景観資産に登録されたもののうち眺望に関わるもの。

※2 建築設備とは、建築基準法第2条第3号に規定する建築設備をいう。ただし、煙突及び避雷針は除く。

※3 主要地方道大和高田斑鳩線の沿道を除く。

※4 緑化面積とは、奈良県風致地区条例施行規則第5条第1項の規定の例により算定した植栽面積をいう。

3. 色彩に関する景観形成の基準

2. 景観形成の基準のうち、色彩に関する景観形成の基準(以下「色彩基準」という。)は、次のとおりとします。

(1)色彩基準の考え方

奈良の色彩景観は、「青垣」の山並みや「山の辺」の田園、豊かな住環境を象徴する庭木の緑など、様々なスケールの豊かな自然に恵まれ、その四季折々の変化は見る人に感銘を与える重要な資源となっています。また、そうした自然のなかに、いにしへの時代から継承されてきた穏やかな色彩の建築物や工作物が優しくたたずみ、自然と人工物が融和した風情ある色彩景観を創出しています。一方、駅周辺や幹線道路沿道などの商業地を中心に、周辺と対比の強い派手な建築物や工作物もみられ、こうした自己主張の強い色彩が、街並みや山並みなどの連なりを遮断し、奈良らしい風情を感じられにくくしています。

そのため、「日本のふるさと」にふさわしい、風格や落ち着き、自然への畏敬が感じられる奈良の色彩景観を実現するためには、建築物や工作物の色彩を適切に誘導し、周辺景観との調和を図っていく必要があります。一般区域並びに重点景観形成区域のうち第2種特定区域及び広域幹線沿道区域については、次の(ア)～(オ)の考え方により色彩基準を定め、県全体に通じる落ち着きのなかにも地域ごとの個性が映える奥行きのある色彩景観の形成を誘導します。

(ア)奈良県の景観を特長づける生きた自然の緑の尊重

「青垣」の緑をはじめ、豊かな自然景観要素と調和した景観を形成するために、建築物などの色彩は植物の緑の葉の鮮やかさを超えない色彩とします。

(イ)暖色系を基調とする暖かく心地よい色彩の継承

建築物の外装色の出現頻度を勘案し、ほとんどの建築物などが基調としている暖色系色相では選択肢を持たせ、その他の色相では慎重な色彩選択を促します。

(ウ)風格と落ち着きのある色彩の継承と再生

建築物の外装色として突出しやすい高彩度色や明るいパステル調の色彩を適切に規制し誘導します。

(エ)現況を加味した効果的かつ無理のない基準の設定

届出対象と周辺景観の関係性を考慮し、これまでに築かれた色彩の蓄積を阻害する色彩を適切に規制し誘導します。

(オ)地域ごとの色彩景観の継承と伸長

景観計画区域全域を対象としつつも立地や建物用途によって異なる使用彩度域を考慮し、第3章1. で定める景観づくりの基本方針の区分(P. 9参照)を踏まえた基準を設けることにより、落ち着きから賑わいまでメリハリのある色彩景観の形成を誘導します。

また、重点景観形成区域のうち第1種特定区域については、上記の考え方に加えて、次の(ア)(イ)の考え方により色彩基準を定めます。

(ア)地域の景観資源である歴史や自然の尊重

重要な景観資産となっている歴史的建築物や文化財、田園や山並みなどの色彩が映える景観を形成するため、一般の建築物や工作物は、地域の民家などにみられるような落ち着いた色彩を誘導します。

(イ)落ち着きと風格のある沿道景観の先導的な形成

落ち着きやゆとりを感じさせ、奈良の景観に対する期待感を高める沿道景観を形成し、重

点景観形成区域として奈良県における景観形成を先導するため、アクセント色の制限など、効果が実感できる先導的な色彩基準を設定するとともに、屋外広告物や自動販売機など多様な景観要素の総合的な色彩調整を図ります。

(2) 一般区域並びに重点景観形成区域のうち第2種特定区域及び広域幹線沿道区域における色彩基準適用区分の考え方

一般区域並びに重点景観形成区域のうち第2種特定区域及び広域幹線沿道区域における色彩基準適用区分と区分ごとの色彩基準の考え方は、以下のとおりとします。

| 景観づくりの基本方針の区分 | 色彩基準適用区分 | 区分ごとの色彩基準の考え方 | |
|---------------|-------------|--------------------------------|-------------------------------------|
| | | 外壁等基調色 | 屋根基調色 |
| 市街地景観 | 住居系地域 ※1 | 暖かく落ち着いた住宅地の街並みを保全・創出する基準 | 暖かさや落ち着きのなかにも適度な変化のある屋根景観を保全・創出する基準 |
| | 工業系地域 ※2 | 整然とした端正な工業地の街並みを保全・創出する基準 | 暖かさや落ち着きのなかにも適度な変化のある屋根景観を保全・創出する基準 |
| | 商業系地域 ※3 | 賑わいのなかにも風格や秩序のある街並みを保全・創出する基準 | 賑わいのなかにも風格や秩序のある屋根景観を保全・創出する基準 |
| 自然・風土景観 | 自然系地域 ※4 | 自然景観に融和し、自然が引き立つ色彩景観を保全・創出する基準 | 緑や山並みのなかに融和した屋根景観を保全・創出する基準 |

※1 住居系地域：第1種・第2種低層住居専用地域、第1種・第2種中高層住居専用地域、第1種・第2種住居地域、準住居地域、

※2 工業系地域：準工業地域、工業地域、工業専用地域

※3 商業系地域：近隣商業地域、商業地域

※4 自然系地域：※1～※3以外の地域

景観づくりの基本方針で示した「歴史的景観」、「眺望景観」及び市街地・沿道景観のうちの「沿道景観」については、上記の表では具体的な区分の設定は行っていないが、それらは実際には、「市街地景観」又は「自然・風土景観」の一部を構成するものです。従って、色彩基準適用区分のそれぞれにおいて、「歴史的景観」、「眺望景観」又は「沿道景観」に該当するエリアにおいては、それぞれの色彩基準のなかから、「歴史的景観」、「眺望景観」又は「沿道景観」の基本方針にそって色彩の使用を判断するものとします。

(3) 色彩基準

色彩基準は、日本工業規格[JIS Z 8721 色の表示方法—三属性による表示](マンセル表色系)を尺度として、表1～表3のとおり定めます。

表1 色彩基準【一般区域】【重点景観形成区域－第2種特定区域、広域幹線沿道区域】

| 種類 | 基調色 | | | | | | | | | | | | 強調色 | | | | | | | | | | | |
|-----------------|------------------|------------|-------|------------|-----------------|-------|------------|-----------------|-------|------------|-----------------|---------|---------|--|--|---------|--|--|---------|--|--|---------|---------|--|
| | 適用区分 | 自然系地域 | | | 住居系地域 | | | 工業系地域 | | | 商業系地域 | | | 全ての地域区分 | | | | | | | | | | |
| | | 右記以外の区域 | | | 住居系用途地域の区域 (*1) | | | 工業系用途地域の区域 (*2) | | | 商業系用途地域の区域 (*3) | | | | | | | | | | | | | |
| 色相区分 | 明度 | 彩度 | 備考 | 明度 | 彩度 | 備考 | 明度 | 彩度 | 備考 | 明度 | 彩度 | 備考 | 明度 | 彩度 | 備考 | | | | | | | | | |
| 建築物の外壁・工作物の外観 | 0.0R(10RP)～4.9R | 8.0を超える | — | 使用不可 | 8.0以上 | 1.0以下 | 8.0以上 | 1.0以下 | 8.0以上 | 1.0以下 | 8.0以上 | 1.0以下 | ・全明度使用可 | ・全彩度使用可 | ・各立面の面積の1/5(高さ31m超又は建築面積3000㎡超の建築物等の場合は1/10)の面積まで使用可 | | | | | | | | | |
| | | 5.0以上8.0以下 | 1.0以下 | | 5.0以上8.0未満 | 2.0以下 | | 5.0以上8.0未満 | 2.0以下 | | 5.0以上8.0未満 | 2.0以下 | | | | | | | | | | | | |
| | | 5.0未満 | 2.0以下 | | 5.0未満 | 2.0以下 | | 5.0未満 | 1.0以下 | | 5.0未満 | 2.0以下 | | | | | | | | | | | | |
| | 5.0R～9.9R | 8.0を超える | — | 使用不可 | 8.0以上 | 1.0以下 | 8.0以上 | 1.0以下 | 8.0以上 | 1.0以下 | 8.0以上 | 1.0以下 | | | | ・全明度使用可 | ・全彩度使用可 | ・各立面の面積の1/5(高さ31m超又は建築面積3000㎡超の建築物等の場合は1/10)の面積まで使用可 | | | | | | |
| | | 5.0以上8.0以下 | 2.0以下 | | 5.0以上8.0未満 | 2.0以下 | | 5.0以上8.0未満 | 2.0以下 | | 5.0以上8.0未満 | 4.0以下 | | | | | | | | | | | | |
| | | 5.0未満 | 3.0以下 | | 5.0未満 | 4.0以下 | | 5.0未満 | 1.0以下 | | 5.0未満 | 4.0以下 | | | | | | | | | | | | |
| | 0.0YR(10R)～4.9YR | 8.0を超える | — | 使用不可 | 8.0以上 | 2.0以下 | 8.0以上 | 2.0以下 | 8.0以上 | 2.0以下 | 8.0以上 | 2.0以下 | | | | | | | ・全明度使用可 | ・全彩度使用可 | ・各立面の面積の1/5(高さ31m超又は建築面積3000㎡超の建築物等の場合は1/10)の面積まで使用可 | | | |
| | | 5.0以上8.0以下 | 2.0以下 | | 5.0以上8.0未満 | 3.0以下 | | 5.0以上8.0未満 | 3.0以下 | | 5.0以上8.0未満 | 4.0以下 | | | | | | | | | | | | |
| | | 5.0未満 | 4.0以下 | | 5.0未満 | 6.0以下 | | 5.0未満 | 2.0以下 | | 5.0未満 | 6.0以下 | | | | | | | | | | | | |
| | 5.0YR～9.9YR | 8.0を超える | — | 使用不可 | 8.0以上 | 3.0以下 | 8.0以上 | 3.0以下 | 8.0以上 | 3.0以下 | 8.0以上 | 3.0以下 | | | | | | | | | | ・全明度使用可 | ・全彩度使用可 | ・各立面の面積の1/5(高さ31m超又は建築面積3000㎡超の建築物等の場合は1/10)の面積まで使用可 |
| | | 5.0以上8.0以下 | 3.0以下 | | 5.0以上8.0未満 | 4.0以下 | | 5.0以上8.0未満 | 4.0以下 | | 5.0以上8.0未満 | 6.0以下 | | | | | | | | | | | | |
| | | 5.0未満 | 4.0以下 | | 5.0未満 | 6.0以下 | | 5.0未満 | 3.0以下 | | 5.0未満 | 6.0以下 | | | | | | | | | | | | |
| 0.0Y(10YR)～5.0Y | 8.0を超える | — | 使用不可 | 8.0以上 | 3.0以下 | 8.0以上 | 3.0以下 | 8.0以上 | 3.0以下 | 8.0以上 | 3.0以下 | ・全明度使用可 | ・全彩度使用可 | ・各立面の面積の1/5(高さ31m超又は建築面積3000㎡超の建築物等の場合は1/10)の面積まで使用可 | | | | | | | | | | |
| | 5.0以上8.0以下 | 3.0以下 | | 5.0以上8.0未満 | 4.0以下 | | 5.0以上8.0未満 | 4.0以下 | | 5.0以上8.0未満 | 6.0以下 | | | | | | | | | | | | | |
| | 5.0未満 | 4.0以下 | | 5.0未満 | 6.0以下 | | 5.0未満 | 3.0以下 | | 5.0未満 | 6.0以下 | | | | | | | | | | | | | |
| 5.1Y～9.9Y | 8.0を超える | — | 使用不可 | 8.0以上 | 2.0以下 | 8.0以上 | 2.0以下 | 8.0以上 | 2.0以下 | 8.0以上 | 2.0以下 | | | | ・全明度使用可 | ・全彩度使用可 | ・各立面の面積の1/5(高さ31m超又は建築面積3000㎡超の建築物等の場合は1/10)の面積まで使用可 | | | | | | | |
| | 5.0以上8.0以下 | 2.0以下 | | 5.0以上8.0未満 | 3.0以下 | | 5.0以上8.0未満 | 3.0以下 | | 5.0以上8.0未満 | 4.0以下 | | | | | | | | | | | | | |
| | 5.0未満 | 4.0以下 | | 5.0未満 | 6.0以下 | | 5.0未満 | 2.0以下 | | 5.0未満 | 6.0以下 | | | | | | | | | | | | | |
| その他の色相 | 8.0を超える | — | 使用不可 | 8.0以上 | 1.0以下 | 8.0以上 | 1.0以下 | 8.0以上 | 1.0以下 | 8.0以上 | 1.0以下 | | | | | | | ・全明度使用可 | ・全彩度使用可 | ・各立面の面積の1/5(高さ31m超又は建築面積3000㎡超の建築物等の場合は1/10)の面積まで使用可 | | | | |
| | 5.0以上8.0以下 | 1.0以下 | | 5.0以上8.0未満 | 2.0以下 | | 5.0以上8.0未満 | 2.0以下 | | 5.0以上8.0未満 | 2.0以下 | | | | | | | | | | | | | |
| | 5.0未満 | 2.0以下 | | 5.0未満 | 2.0以下 | | 5.0未満 | 1.0以下 | | 5.0未満 | 2.0以下 | | | | | | | | | | | | | |
| 無彩色 | 8.0を超える | — | 使用不可 | 8.0以上 | 0 | 使用可 | 8.0以上 | 0 | 使用可 | 8.0以上 | 0 | | | | | | | | | | 使用可 | ・全明度使用可 | ・全彩度使用可 | ・各立面の面積の1/5(高さ31m超又は建築面積3000㎡超の建築物等の場合は1/10)の面積まで使用可 |
| | 5.0以上8.0以下 | 0 | 使用可 | 5.0以上8.0未満 | 0 | 使用可 | 5.0以上8.0未満 | 0 | 使用可 | 5.0以上8.0未満 | 0 | | | | | | | | | | 使用可 | | | |
| | 5.0未満 | 0 | 使用可 | 5.0未満 | 0 | 使用可 | 5.0未満 | 0 | 使用可 | 5.0未満 | 0 | | | | | | | | | | 使用可 | | | |
| 建築物の屋根 | 0.0R(10RP)～4.9R | — | 使用不可 | 7.0以下 | 2.0以下 | 7.0以下 | 2.0以下 | 7.0以下 | 2.0以下 | 7.0以下 | 2.0以下 | 0 | | | | | | | | | | | | |
| | 5.0R～9.9R | — | 使用不可 | 7.0以下 | 2.0以下 | 7.0以下 | 2.0以下 | 7.0以下 | 2.0以下 | 7.0以下 | 2.0以下 | | | | | | | | | | | | | |
| | 0.0YR(10R)～4.9YR | 7.0以下 | 1.0以下 | | 7.0以下 | 2.0以下 | 7.0以下 | 2.0以下 | 7.0以下 | 2.0以下 | 7.0以下 | | | | | | | | | | 4.0以下 | | | |
| | 5.0YR～9.9YR | 7.0以下 | 2.0以下 | | 7.0以下 | 3.0以下 | 7.0以下 | 3.0以下 | 7.0以下 | 3.0以下 | 7.0以下 | | | | 6.0以下 | | | | | | | | | |
| | 0.0Y(10YR)～5.0Y | 7.0以下 | 2.0以下 | | 7.0以下 | 3.0以下 | 7.0以下 | 3.0以下 | 7.0以下 | 3.0以下 | 7.0以下 | | | | 6.0以下 | | | | | | | | | |
| | 5.1Y～9.9Y | 7.0以下 | 1.0以下 | | 7.0以下 | 2.0以下 | 7.0以下 | 2.0以下 | 7.0以下 | 2.0以下 | 7.0以下 | | | | 4.0以下 | | | | | | | | | |
| | その他の色相 | — | — | 使用不可 | 7.0以下 | 2.0以下 | 7.0以下 | 2.0以下 | 7.0以下 | 2.0以下 | 7.0以下 | | | | 2.0以下 | | | | | | | | | |
| | 無彩色 | 7.0以下 | 0 | 使用可 | 7.0以下 | 0 | 使用可 | 7.0以下 | 0 | 使用可 | 7.0以下 | | | | 0 | 使用可 | | | | | | | | |

(注) 建築物の屋根の色彩には、陸屋根の防水層の色彩を含む。

(注) 工作物には、開発行為、土地の形質の変更、物件の堆積にともなう柵・塀の新設等を含む。

*1 住居系用途地域：第1種・第2種低層住居専用地域、第1種・第2種中高層住居専用地域、第1種・第2種住居地域、準住居地域

*2 工業系用途地域：準工業地域、工業地域、工業専用地域

*3 商業系用途地域：近隣商業地域、商業地域

表2 色彩基準【重点景観形成区域－第1種特定区域】

| 種類 | 色相区分 | 基調色 | | | 強調色1 | | | 強調色2 | | |
|-----------------|------------------|---------------------------------|---------------------|--------------------|--------|-------|--|--------|--------|---|
| | | 明度 | 彩度 | 備考 | 明度 | 彩度 | 備考 | 明度 | 彩度 | 備考 |
| 建築物の外壁・工作物の外観 | 0.0R(10RP)～4.9R | 8.0を超える 5.0以上 8.0以下 5.0未満 | — 1.0以下 2.0以下 | 使用不可 | 全明度使用可 | 8.0以下 | ・各立面の面積の1/5(高さ31m超又は建築面積3000㎡超の建築物等の場合は1/10)の面積*まで使用可 ※強調色1と強調色2を合算した面積 ・周辺の景観との調和や基調色との調和を考慮し、主に建築物等の中低層部で用いるようにする。 | 全明度使用可 | 全彩度使用可 | ・各立面の合計面積の1/80の面積まで使用可。ただし、各立面の面積の1/20を超えないものとする。 ・周辺の景観との調和や基調色との調和を考慮し、主に建築物等の中低層部で用いるようにする。 |
| | 5.0R～9.9R | 8.0を超える 5.0以上 8.0以下 5.0未満 | — 2.0以下 3.0以下 | 使用不可 | | | | | | |
| | 0.0YR(10R)～4.9YR | 8.0を超える 5.0以上 8.0以下 5.0未満 | — 2.0以下 4.0以下 | 使用不可 | | | | | | |
| | 5.0YR～9.9YR | 8.0を超える 5.0以上 8.0以下 5.0未満 | — 3.0以下 4.0以下 | 使用不可 | | | | | | |
| | 0.0Y(10YR)～5.0Y | 8.0を超える 5.0以上 8.0以下 5.0未満 | — 3.0以下 4.0以下 | 使用不可 | | | | | | |
| | 5.1Y～9.9Y | 8.0を超える 5.0以上 8.0以下 5.0未満 | — 2.0以下 4.0以下 | 使用不可 | | | | | | |
| | その他の色相 | 8.0を超える 5.0以上 8.0以下 5.0未満 | — 1.0以下 2.0以下 | 使用不可 | | | | | | |
| | 無彩色 | 8.0を超える 5.0以上 8.0以下 5.0未満 | — 0 0 | 使用不可 使用可 使用可 | | | | | | |
| 建築物の屋根 | 0.0R(10RP)～4.9R | — | — | 使用不可 | / | / | / | / | / | |
| | 5.0R～9.9R | — | — | 使用不可 | | | | | | |
| | 0.0YR(10R)～4.9YR | 7.0以下 | 1.0以下 | | | | | | | |
| | 5.0YR～9.9YR | 7.0以下 | 2.0以下 | | | | | | | |
| | 0.0Y(10YR)～5.0Y | 7.0以下 | 2.0以下 | | | | | | | |
| | 5.1Y～9.9Y | 7.0以下 | 1.0以下 | | | | | | | |
| | その他の色相 | — | — | 使用不可 | | | | | | |
| 鉄筋コンクリート造の柱等の外観 | 無彩色 | 7.0以下 | 0 | 使用可 | | | | | | |
| | 5.0YR～5.0Y | 3.0以下 | 2.0以下 | | | | | | | |
| | その他の色相 | — | — | 使用不可 | | | | | | |
| 自動販売機の外観 | 無彩色 | — | — | 使用不可 | | | | | | |
| | 5.0YR～5.0Y | 8.0以下 | 2.0以下 | | | | | | | |
| | その他の色相 | — | — | 使用不可 | | | | | | |
| 無彩色 | 無彩色 | 8.0以下 | 0 | 使用可 | | | | | | |
| | その他の色相 | — | — | 使用不可 | | | | | | |

(注) 建築物の屋根の色彩には、陸屋根の防水層の色彩を含む。
 (注) 工作物には、開発行為、土地の形質の変更、物件の堆積にともなう柵・塀の新設等を含む。
 (注) 鉄筋コンクリート造の柱等とは、鉄柱、木柱その他これらに類するものも含む。

表3 色彩基準【適用除外】

※一般区域、重点景観形成区域共通

| |
|---|
| <p>・地区計画や建築協定等によって、独自の景観・まちづくりが進められている地域で、色彩についても協定等に独自の内容が定められている場合は、景観計画に定める「良好な景観形成に関する方針」に反しない範囲において、この色彩基準によらないことができる。</p> <p>・木材や地場の石材等の自然素材色は、施行直後には色彩基準の範囲に含まれていなくても、経年変化によって風格ある穏やかな色調に変色することが多いことから、この色彩基準によらないことができる。</p> <p>・他の法令によって色彩が規定されているものについては、この色彩基準によらないことができる。</p> |
|---|

第7章 良好な景観の形成のために必要なその他の事項

第4章の景観計画の区域、第5章の景観計画区域における良好な景観の形成に関する方針及び第6章の景観計画の区域における行為の制限に関する事項に加えて、良好な景観の形成のために必要な事項として景観計画に定めることができるもののうち、以下の事項について定めます。

1. 屋外広告物の表示及び屋外広告物を掲出する物件の設置に関する行為の制限に関する事項

(景観法第8条第2項第5号イ関係)

屋外広告物は地域の良好な景観の形成を図る上で影響が大きい要素であることから、屋外広告物の表示及び屋外広告物を掲出する物件の設置に関する行為(以下「広告物の表示等」という。)について適正に制限することは極めて重要なことです。このため、奈良県屋外広告物条例に基づく広告物の表示等の制限については、地域の良好な景観の形成に即したものとし、市町村と連携して、景観保全型広告整備地区の活用や違反屋外広告物対策を推進します。

2. 景観重要公共施設の整備に関する事項及び占用許可等の基準

(景観法第8条第2項第5号ロ、ハ関係)

道路、河川などの特定公共施設は、地域の景観づくりにおける重要な要素の一つであることから、特にその周辺の土地利用と一体的に良好な景観づくりに取り組む必要がある場合、当該管理者と協議し、その同意を得て、景観重要公共施設として位置づけ整備に関する事項や占用許可などの基準を定めることとします。また、当該管理者自らの良好な景観を形成する取組についても、その要請により、景観計画に位置づけていきます。

3. 景観農業振興地域整備計画の策定に関する基本的な事項

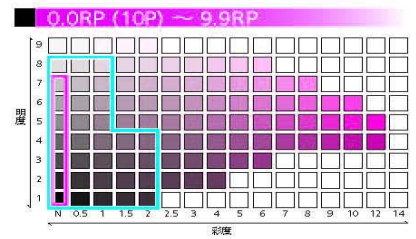
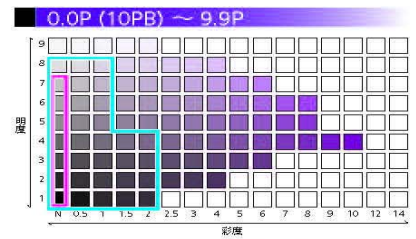
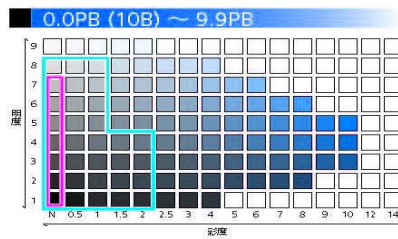
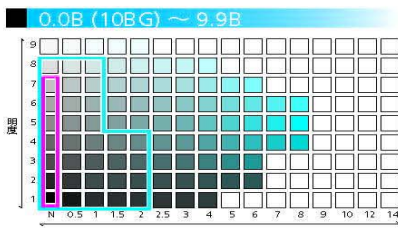
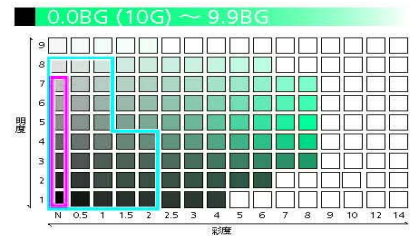
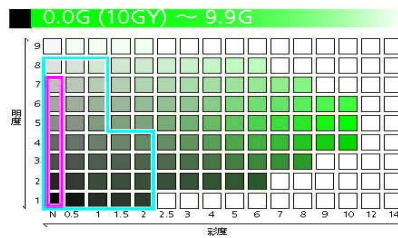
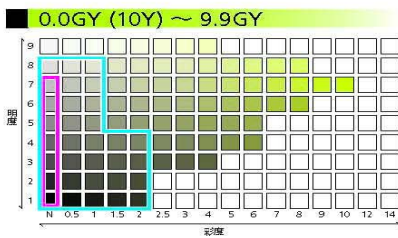
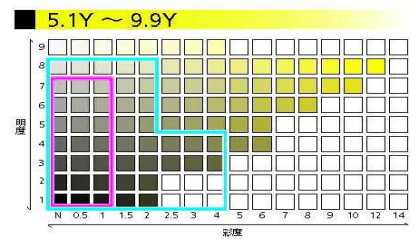
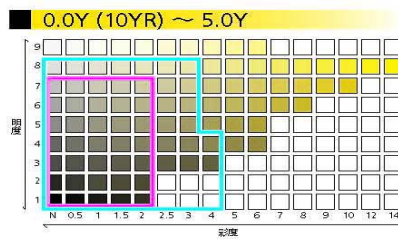
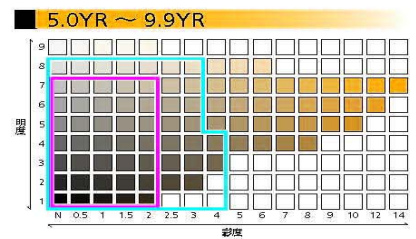
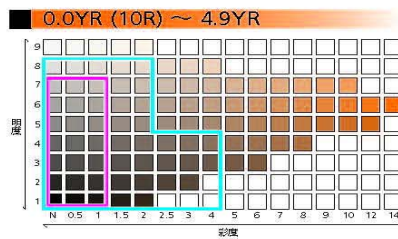
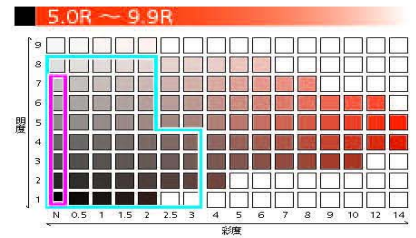
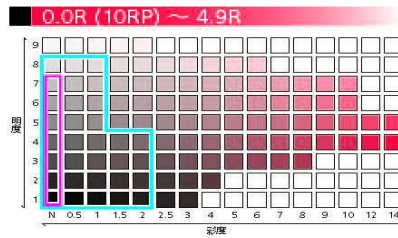
(景観法第8条第2項第5号ニ関係)

農山村における水田、畑、集落などは、地形、気候、産業などの風土に根ざした緑豊かな景観を形づくる景観資源として、本県の景観形成上、非常に重要な役割を担っています。このため、市町村が景観農業振興地域整備計画を定める場合には、第5章の景観計画の区域における良好な景観の形成に関する方針に基づき、地域の良好な景観と調和のとれた営農条件を確保することを基本に策定するものとします。

<参考> 色彩基準のイメージ

1. 一般区域並びに重点景観形成区域のうち第2種特定区域及び広域幹線沿道区域の色彩基準

■ 自然系地域

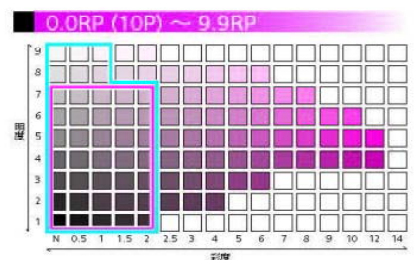
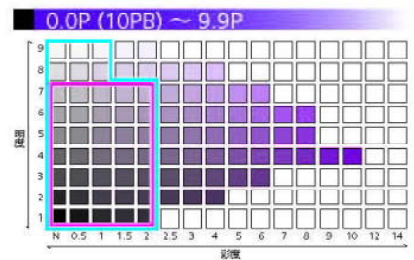
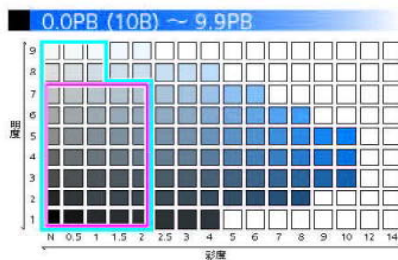
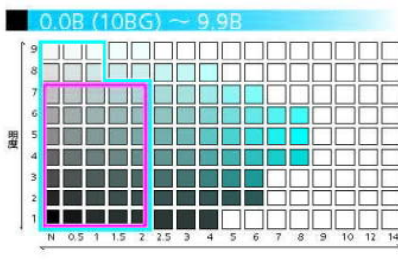
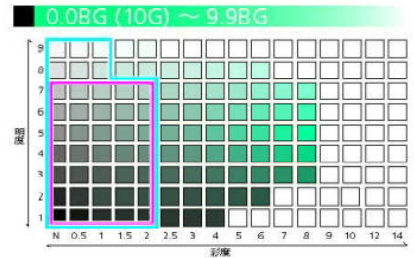
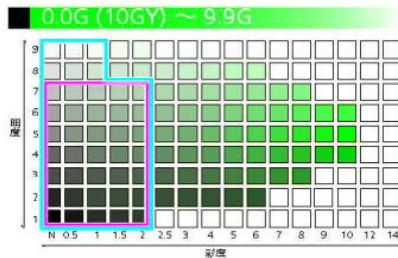
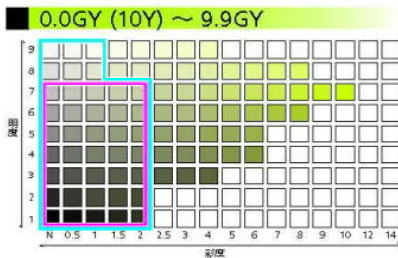
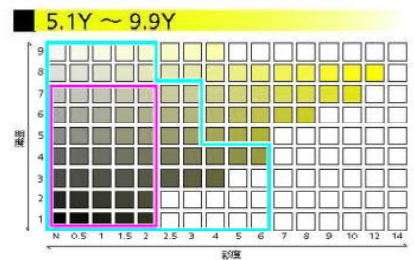
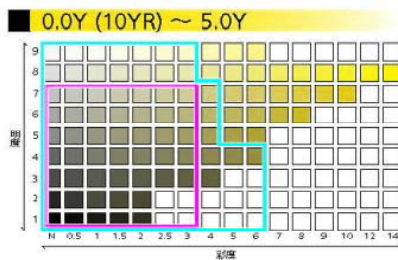
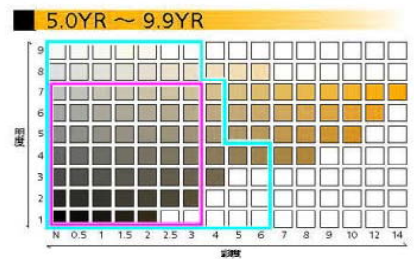
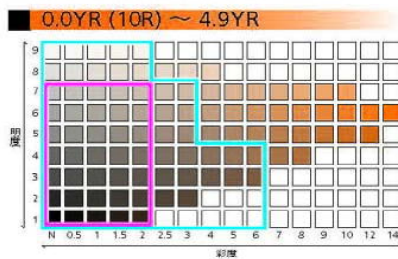
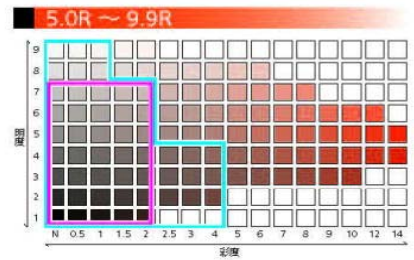
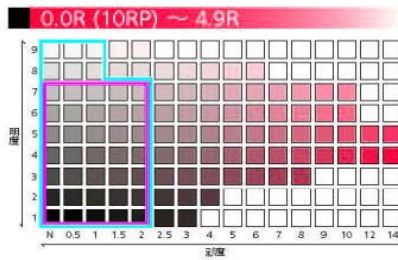


凡例



- 外壁基調色の許容範囲
- 屋根基調色の許容範囲

(注) 表示されている色は色彩をイメージしやすくするために表示しているもので、正確なものではありません。

■ 住居系地域

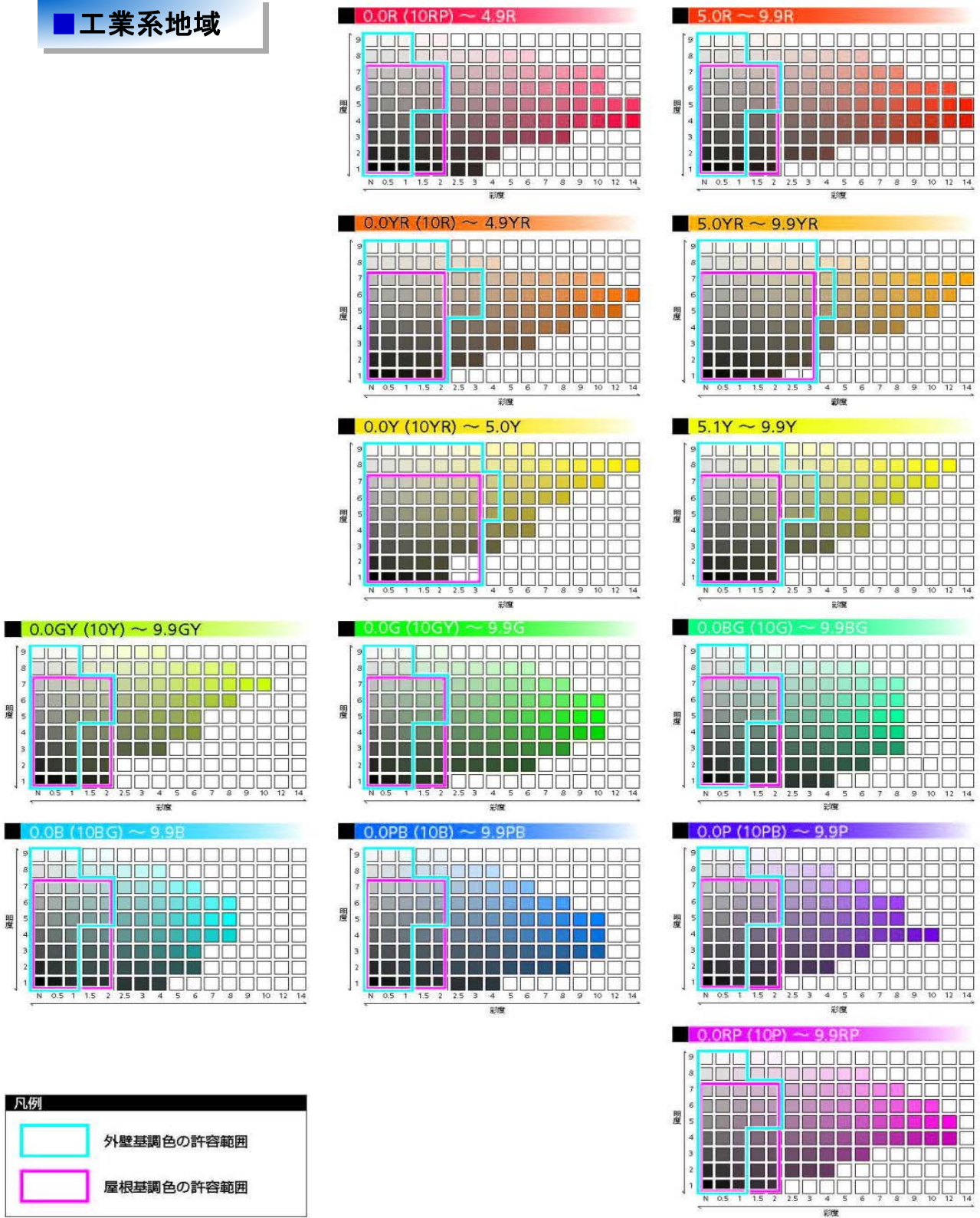


凡例

-  外壁基調色の許容範囲
-  屋根基調色の許容範囲

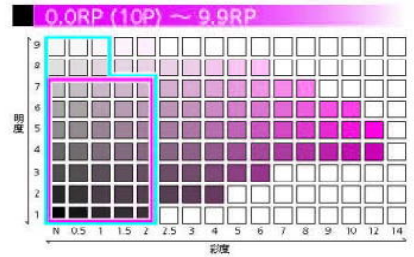
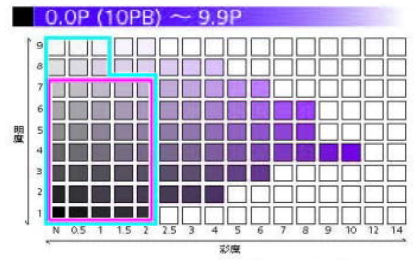
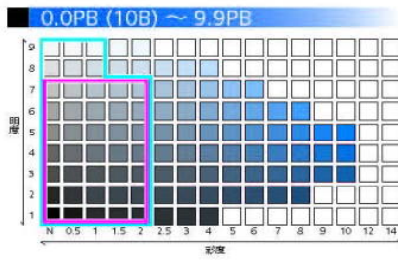
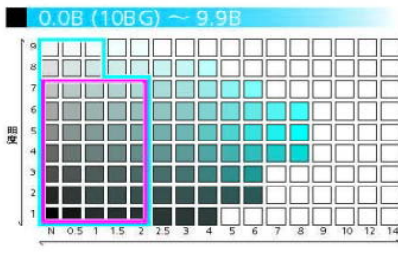
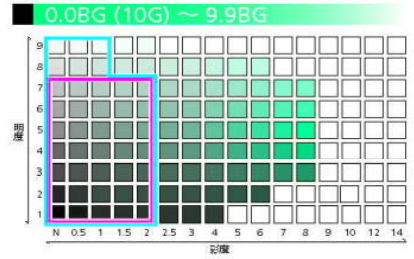
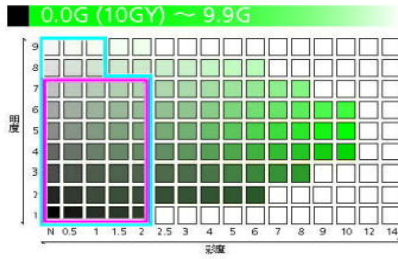
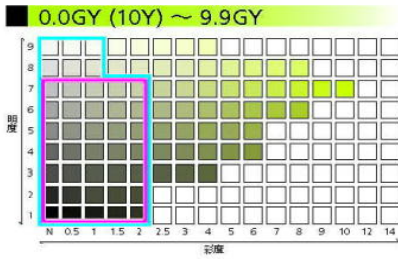
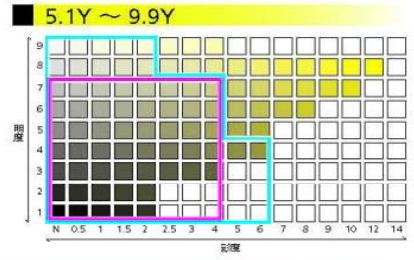
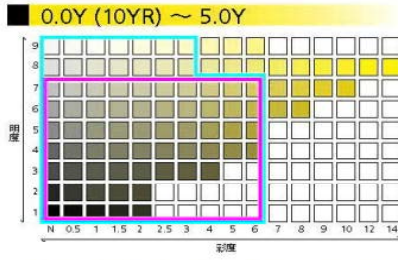
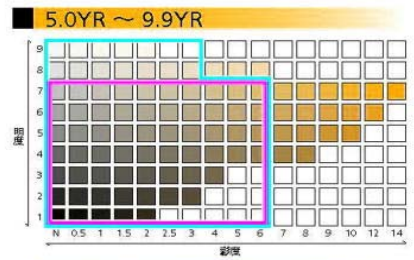
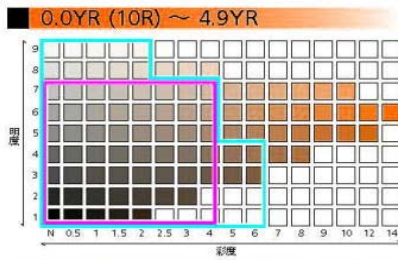
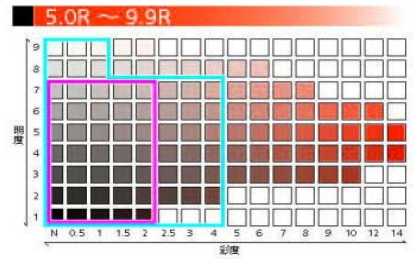
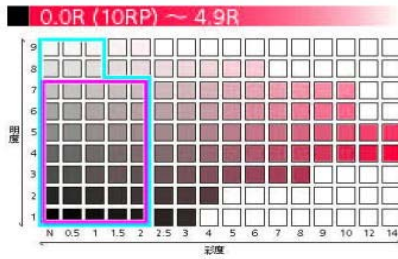
(注) 表示されている色は色彩をイメージしやすくするために表示しているもので、正確なものではありません。

工業系地域





(注) 表示されている色は色彩をイメージしやすくするために表示しているもので、正確なものではありません。

商業系地域



凡例

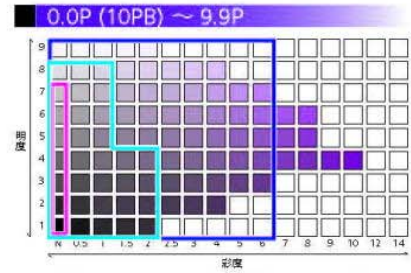
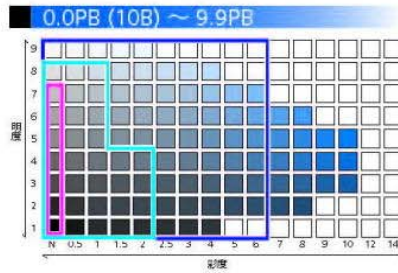
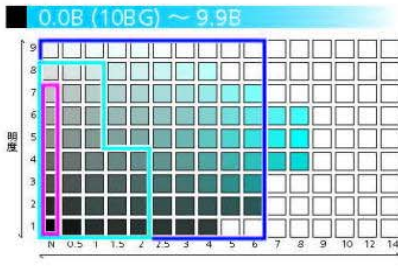
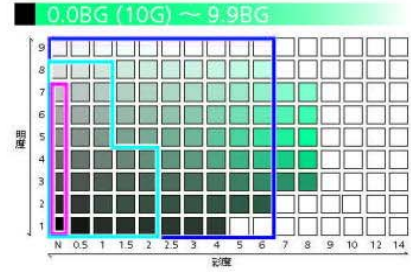
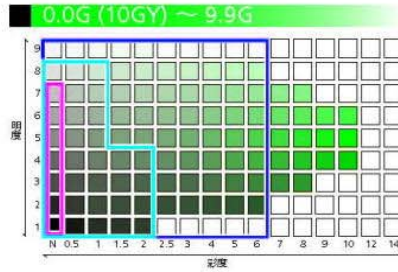
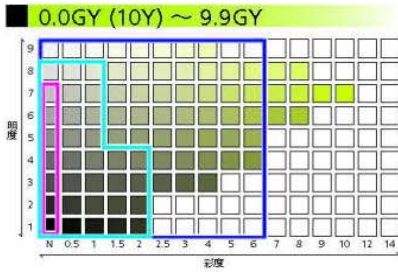
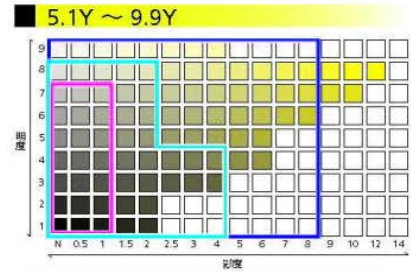
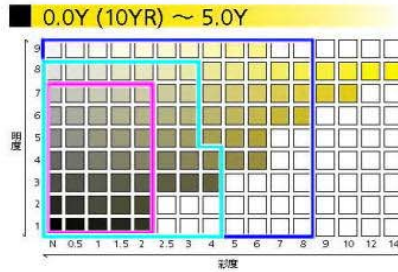
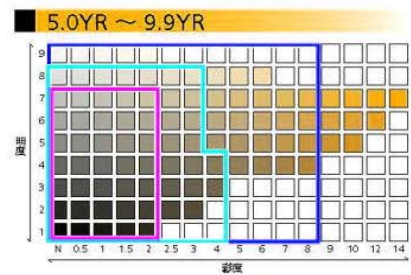
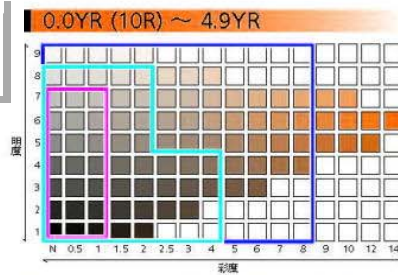
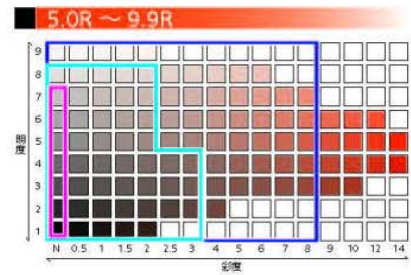
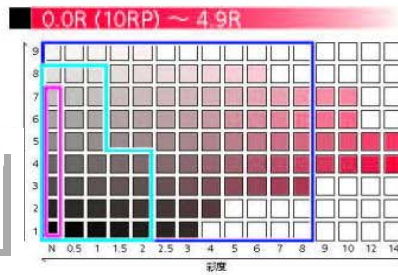
-  外壁基調色の許容範囲
-  屋根基調色の許容範囲

(注) 表示されている色は色彩をイメージしやすくするために表示しているもので、正確なものではありません。

2. 重点景観形成区域のうち第1種特定区域の色彩基準

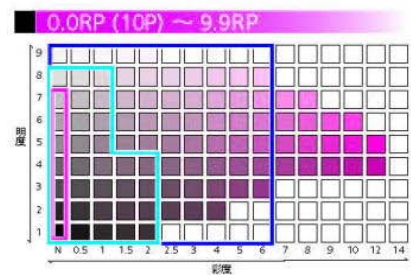
■ 法隆寺地域沿道区域

■ 山の辺地域沿道区域



凡例

-  外壁基調色の許容範囲
-  外壁強調色1の許容範囲
-  屋根基調色の許容範囲



(注)表示されている色は色彩をイメージしやすくするために表示しているもので、正確なものではありません。